

公共施設の再編等について

1 はじめに

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、国においては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定し、公共施設等の適正管理及び長寿命化の推進方針と、これらに基づく必要施策の方向性を示し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を進めています。

本市においても、公共施設の約7割が建築から30年以上を経過しており、大規模改修や建替えの検討が必要な時期を迎えてます。また、建築から30年末満であっても、局所的に様々な劣化や不具合を抱えている施設もあります。これらの施設では、安全性に係る不具合については、早急に解消を図るとともに、老朽化により低下している施設の機能性や快適性を回復・向上させることができます。同様に、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設においても老朽化が進行し、改修や更新の検討が必要な時期を今後迎えることから、適正な維持管理・更新を推進する必要があります。

一方で、厳しい財政状況が続く中、全ての公共施設等を現状と同じように維持・更新し続けることは難しい状況であり、今後は、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえつつ、公共サービスの意義や在り方を検証し、選択と優先順位に基づく対応を図ることが必要です。

このようなことを踏まえ、本市では、平成28年3月に「あきる野市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を、令和3年6月に「あきる野市公共施設等個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）をそれぞれ策定し、公共施設等の管理と活用を計画的に推進していくこととしています。

2 本市が保有する公共施設等

＜対象施設の数量＞

区分	数量		
公共施設	257施設	456棟	196,584.10m ²
インフラ施設	道路	市道延長	約676km
	橋りょう	橋りょう延長	約3km
	下水道	管きょ延長	約1.8km(Φ200mm未満)
			約1.68km(Φ200mm)
			約1.59km(Φ250mm)
			約1.69km(Φ300mm以上Φ800mm未満)
			約9.1km(Φ800mm以上Φ1350mm未満)
			約1.4km(Φ1350mm)

令和元年度末時点

＜施設類型別の保有数量＞

施設分類(大分類)	施設数	延床面積(m ²)	構成比(%)
A 学校教育系施設	19	89,006.43	45.2
B 市民文化系施設	16	12,041.02	6.1
C 社会教育系施設	9	17,609.30	9.0
D スポーツ・レクリエーション施設	16	25,099.95	12.8
E 産業系施設	3	1,583.23	0.8
F 子育て支援施設	25	4,920.91	2.5
G 保健・福祉施設	10	8,028.32	4.1
H 行政系施設	38	21,251.31	10.8
I 公営住宅	5	13,914.78	7.1
J その他の建築系公共施設	116	3,128.85	1.6
合計	257	196,584.10	100.0

出典：固定資産台帳（令和2年度末）

3 本市の公共施設が抱える問題と対応策

市では、公共施設が抱える問題（下図）に対応するため、目指すべきゴールを「将来にわたる適切な公共サービスの提供」と位置付け、短期的な取組（メンテナンスサイクルの構築など）と長期的な取組（適正配置の実現など）を進めています。

適正配置を実現するためには、公共施設の再編等が必要です。このため、市では、「再編等に関する実施計画」を策定し、「再編等の方向性」（移転、規模縮小、集約化、複合化、転用、多機能化など）を定めた後に、方向性に沿った具体的な方策（※）を検討することとしています。

※ 方向性に沿った具体的な方策は、再編等の方向性を踏まえ、施設の位置や規模、機能、整備手法などを示すものです。

No.	問題	対応策
1	<p>老朽化が進み、不具合が顕在化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の約7割が築30年以上 ・公共施設に様々な不具合が発生 	<p>＜短期的な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な不具合を計画的に解消する。 ・重大な不具合の発生を未然に防ぐため、公共施設の定期的な点検・診断に基づき修繕を行う仕組み（メンテナンス・サイクル）を構築する。
2	<p>旧市町で保有していた施設の機能重複などから、公共施設の市民1人当たりの延べ床面積が多くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民1人当たりの公共施設延べ床面積は$2.42\text{ m}^2/\text{人}$（平成30年）であり、多摩26市の平均1.95 m^2を上回り、上から5番目となっている。 ・温水プールが3施設など、施設の機能重複が見られる。 	<p>＜長期的な取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量の約半数を占める学校施設を含む多くの公共施設が一斉に建て替え時期を迎えることに対して、更新費用を抑制かつ平準化するために、長寿命化を推進する。 ・施設の機能重複や人口動態などの地域特性及び財政状況等を踏まえて、公共施設の集約化や複合化などの適正配置を実現する。 →<u>公共施設の再編等に関する取組（再編等に関する実施計画の策定）</u>
3	人口減少、少子高齢化、西部で将来の減少率が大きいなどの人口動態から、施設利用者の減少が見込まれる。	
4	<p>公共施設の更新費用の不足が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物維持管理及び修繕・更新等に係る経費の状況は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、年平均額は約14.9億円であった。本市が保有している公共施設を今後も保有し続ける場合、必要となる維持管理及び修繕・更新等に係る費用の推計は40年間（2021年度～2060年度）の合計で約1,237億円、年平均で約31億円となり、年平均約16億円の不足が見込まれる。 	

4 「再編等の方向性」の選定方法

(1) 概要

「あきる野市公共施設等個別施設計画」（令和3年6月策定）に示す施設ごとの再編等の方向性の選択肢について、本市の公共施設が抱える問題を踏まえ、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」の5項目で評価し、再編等の方向性を選定しました。

(2) 評価手法

再編等の方向性の選択肢について、次の評価項目ごとに比較を行い、度合いの大きい方に高い点数を、度合いの小さい方に低い点数を付与し、点数の合計が高いものを採用することとします。

点数の上限は選択肢の数とし、下限は1点とします（ただし、該当がない場合には「一」とします）。また、度合いが同じである場合や度合いの大小が判定できない場合には、同点を付与することとします。

例：再編の選択肢が3つ→点数の上限を3点とし、評価項目ごとの度合いに応じた点数（3点～1点）を付与します。

(3) 評価項目

No.	評価項目	評価の考え方
1	○床面積の縮減の度合い	当該選択肢を採用した場合に、床面積の縮減が見込める度合いを評価する。 床面積が縮減される (大) ← → (小) 床面積が縮減されない 例 再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 床面積の縮減の度合いを想定→「集約化」（類似施設の集約化により共通部分や事務室部分の床面積の縮減が見込め、縮減の度合いが大きい。） 「現状維持」（床面積の縮減は見込めず、縮減の度合いが小さい。） 床面積の縮減の度合いに応じて点数を付与→「集約化」：2点、「現状維持」：1点
2	○利便性への影響の度合い	当該選択肢を採用した場合に、利用者の利便性に対する負の影響が少ない度合いを評価する。 正の影響あり、負の影響なし (大) ← → (小) 負の影響あり 例 再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 利便性への影響の度合いを想定→「集約化」（類似施設の集約化により、施設数が減少するため、利便性への負の影響の度合いが大きい。） 「現状維持」（現状維持であるため、利便性への負の影響の度合いが小さい。） 利便性への影響の度合いに応じて点数を付与→「集約化」：1点、「現状維持」：2点
3	○機能重複の解消の度合い	当該選択肢を採用した場合に、機能重複の解消が見込める度合いを評価する。 機能重複が解消される (大) ← → (小) 機能重複が解消されない 例 再編の選択肢が「集約化」と「移転（機能移転）」と「現状維持」の3種類→点数の上限は3点 機能重複の解消の度合いを想定→「集約化」（類似施設の集約化により類似機能や共有部分の集約化が見込め、機能重複の解消の度合いが大きい。） 「移転（機能移転）」（類似の機能を有する近隣施設に、機能のみを移転させることで、機能の集約化が見込め、機能重複の解消の度合いが一定程度存在する。） 「現状維持」（現状維持であるため、機能重複の解消には至らず、機能重複の解消の度合いが小さい。） 機能重複の解消の度合いに応じて点数を付与→「集約化」：3点、「移転（機能移転）」：2点、「現状維持」：1点

No.	評価項目	評価の考え方
4	○コストの低減の度合い	<p>当該選択肢を採用した場合に、コストの低減が見込める度合いを評価する。</p> <p>コストが低減される (大) ←→ (小) コストが低減されない</p> <p>例 老朽化した施設であり、再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 コストの低減の度合いを想定→「集約化」（類似施設の集約化により、維持更新費用の圧縮が見込め、コスト低減の度合いが大きい。） 「現状維持」（現状維持であり、複数の類似施設が残ることから、維持更新費用に変化がなく、コスト低減の度合いが小さい。） コスト低減の度合いに応じて点数を付与→「集約化」：2点、「現状維持」：1点 ※ 建築後年数が経っていない施設は、集約化することで、逆に再整備に要するコストが増大する場合があるので、注意すること。</p>
5	○避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い	<p>避難所、投票所などの重要な機能に対する負の影響が少ない影響の度合いを評価する</p> <p>正の影響あり、負の影響なし (大) ←→ (小) 負の影響あり</p> <p>例 避難所として指定されている施設の再編の選択肢が「集約化」と「現状維持」の2種類→点数の上限は2点 避難所などの重要な機能への影響の度合いを想定→「集約化」（当該地から避難所機能が無くなり、周辺に代替施設もないことから、負の影響の度合いが大きい） 「現状維持」（現状維持であり避難所機能に影響はなく、負の影響の度合いが小さい。） 重要な機能への影響の度合いに応じて点数を付与→「集約化」：1点、「現状維持」：2点</p>

※ この資料の1～3は、「あきる野市公共施設等個別施設計画」（令和3年6月策定）に準じて作成しています。公共施設等の総合管理について、よりお知りになりたい方は、市ホームページをご覧ください。

総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド（休憩所）の再編等の考え方

1 概要

総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがあります。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢は次のとおりです。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画 採用した再編等の方向性	再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2		
総合グラウンド（クラブハウス）	多機能化 (更衣室・シャワー室は必要な設備であり維持するが、畳の部屋は機能を転用し、多機能に活用（グラウンドは集約化の検討余地あり）)	－	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定する。	総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがあります。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定めます。
市民球場	集約化・多機能化 (広域連携(費用負担)、同種施設の集約化、多機能化)	－		

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		採用した再編等の方向性	再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2		
油平クラブハウス	規模縮小・多機能化 (利用実態を踏まえた規模縮小、多機能化)	－	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定する。	総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがあります。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定めます。
山田グラウンド (管理事務所)	集約化 (同種施設との集約化)	－		
小和田グラウンド (休憩所)	規模縮小 (利用実態を踏まえた規模縮小)	集約化 (同種施設との集約化)		

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-3	所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 スポーツ施設	小分類		
施設名称	総合グラウンド（クラブハウス）				
所在地	あきる野市二宮東1-11-2		敷地面積(m ²)	74,082	
延床面積(m ²)	190.77	構造	その他	建築年度 平成7	経過年度 30

計画期間	令和8（2026）年度～令和10（2028）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。 サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。
②事業の現状	・利用者の対象年齢としては、子どもから高齢者まで幅広く利用しており、平成27年度から令和6年度までの1年間の平均利用者数は約840人となっている。（令和2年度はコロナウィルス感染症の影響を受け、利用を制限するため、臨時休館や時間短縮を行っていたことにより、利用者数は約750人まで減少している。） ・当該施設は、総合グラウンド利用者の更衣、トイレ休憩、暑熱対策や天候急変時の避難所等としても利用されており、スポーツ活動の拠点施設として重要な役割を担っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・総合グラウンドの年間利用者数は4万人前後と利用者も多く、今後も継続して、利用者が快適に充実したスポーツ活動に取り組めるよう施設を維持していく。 ・機能としては、グラウンド利用者（年間3万人以上）のトイレや更衣のほか、会議、暑熱対策や天候急変時の避難所等で使用できる施設となっている。
④事業の課題	・広大な面積のグラウンドと施設を維持管理していることから、管理事務所機能は必要不可欠であるが、現在、老朽化が著しく今後は管理事務所の機能についても、クラブハウスの在り方と併せて考えていく必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	多機能化											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和7	建替え 又は 長寿命化改修	令和22	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 間年数	45				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市民の利用が多い。							
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍で一時は減少傾向に転じたものの、コロナ禍前の利用水準に戻りつつある。							
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・時間帯によっては空きがある状態である。							
	建物活用	多目的利用検討可能			○	・クラブハウスにおいては多目的な利用が可能である。							
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される			×								
		設置目的と異なる使用状況あり			×								
		単独機能での建物利用が望ましい			×								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）			×								
		投票所機能			×								
		避難所機能			×								
	敷地所有	全借地（無償）											
	都市計画法規制	市街化調整区域				・用途：工業地域							
	利用圏域	市全域				・市民の利用が大部分を占めている。							
	広域化可能性	検討不可				・市外の方々の利用は少なく、広域化は難しい。							
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）			×								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）			○	・利用圏域に同種・類似施設があり、同様の事業も行っているが、施設同士距離が離れており利用者にとってはサービスの供給量を減らすことは望ましくないと考える。							
		利用圏域に同種・類似施設はない			×								
⑦施策との関連性	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5スポーツに親しめる場の提供～スポーツをする場の提供～											
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】				（同時に扱う対応）								
	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定				-								
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】				【修繕・改修】								
	・総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがある。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する。				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容				想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性の検討				令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑪計画実行後の課題	-				-								

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-4	所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 スポーツ施設	小分類		
施設名称	市民球場				
所在地	あきる野市原小宮353		敷地面積(m ²)	17,967.30	
延床面積(m ²)	878.25	構造	RC造	建築年度	昭和59
経過年度	41				

計画期間	令和8（2026）年度～令和10（2028）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。</p> <p>サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の対象年齢としては、少年野球から社会人野球まで多くのチームが利用しており、平成27年度から令和6年度までの1年間の平均利用者数は約12,600人となっている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用を制限するため、臨時休場や時間短縮を行っていたことにより、利用者数は約9,300人まで減少したが、令和5年度以降はコロナ禍前の約12,000人まで回復している。 新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、利用者数については大幅に減少することなく推移しており、市民のスポーツ活動の拠点施設として重要な役割を担っている。 少子高齢化問題はあるものの、幅広い年代の方が利用しており、市外の高校や大学の利用も多い。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 同種施設の利用状況や老朽化等の状況を踏まえながら施設の整備を行っていく必要がある。 過去にはプロ野球のキャンプや高校野球予選及び国民体育大会の会場として使用されている。施設の改修により機能を充実させ、今後も維持管理していく。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 建築後40年以上が経過しており、施設、設備等の老朽化が著しいことから、夜間照明の球切れによる照度不足が課題となっている。このため、グラウンド全体の照明のLED化などを検討する必要がある。 ダッガアウトやトイレの雨漏り等が見られ維持管理面の課題となっている。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	集約化・多機能化											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成23	建替え又は長寿命化改修	令和25	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時限年数	60				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市外在住者も利用可能である。							
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍で一時は減少傾向に転じたものの、コロナ禍前を超える利用状況となっている。							
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・土日祝日は大会等でほとんど空きがない状態であり、平日は時間帯によっては空きがある状態である。							
	建物活用	多目的利用検討可能		×	備考								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×									
		設置目的と異なる使用状況あり		×									
		単独機能での建物利用が望ましい		○									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×									
		投票所機能		×									
		避難所機能		○									
⑦施策との関連性	敷地所有	市有地											
	都市計画法規制	市街化調整区域				・用途：第二種低層住居専用地域							
	利用圏域	広域（複数自治体）				・市外在住者も利用することから利用圏域は広域になっている。							
	広域化可能性	検討中				・市外在住者の利用もあることから近隣自治体との共同設置や共同運営は期待できる。							
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×									
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○									
		利用圏域に同種・類似施設はない		×	・利用圏域に同種・類似施設があり、同様の事業も行っているが、施設同士距離が離れており利用者にとってはサービスの供給量を減らすことは望ましくないと考える。								
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5スポーツに親しめる場の提供～スポーツをする場の提供～											
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。											
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】 総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定								（同時に進行対応）				
	【再編方針】 ・総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となつたことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがある。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定める。								【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。				
	想定実施年度	想定対策内容				想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性の検討				令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手法による)						
	—	—				—	—						
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				—					—			
⑪計画実行後の課題	—				—					—			

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-6	所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 スポーツ施設	小分類		
施設名称	油平クラブハウス				
所在地	あきる野市油平92			敷地面積(m ²)	2,975.00
延床面積(m ²)	306.6	構造	S造	建築年度	平成17 経過年度 20

計画期間	令和8（2026）年度～令和10（2028）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。 サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。
②事業の現状	・利用者の対象年齢としては、高齢者の利用が多く、平成27年度から令和6年度までの1年間の平均利用者数は約9,800人となっている。令和2年度はコロナウイルス感染症の影響を受け、利用を制限するため、臨時休館や時間短縮を行っていたことにより、利用者数は約4,200人まで減少したが、令和5年度以降は、1年平均約8,000人まで回復している。 ・当該施設は、運動広場のクラブハウスという位置付けであるが、地元住民による会議などで利用されることが多い。また、施設の維持管理については、地元町内会に委託している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・地元町内会をはじめ、市内団体等が文化活動として利用することが多く、結果的に、公民館や地区会館の機能と類似している。このため、運動広場、クラブハウス、集会施設の位置付けを検討し、整理する必要がある。
④事業の課題	・運動広場の一部は、民地を借用しており、運動広場としての機能を維持するに当たり、課題となっている。 ・利用実態を踏まえ、クラブハウスの在り方を検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・多機能化														
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和17	建替え 又は長寿命化改修	令和47	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数	60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般														
	需要傾向	利用需要変化なし														
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり														
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考											
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×												
		設置目的と異なる使用状況あり		×												
		単独機能での建物利用が望ましい		×												
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×												
		投票所機能		○												
		避難所機能		○												
⑦施策との関連性	敷地所有	市有地														
	都市計画法規制	市街化区域														
	利用圏域	市全域														
	広域化可能性	検討不可														
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○	・利用圏域に同種・類似施設があり、同様の事業も行っているが、施設同士距離が離れており利用者にとってはサービスの供給量を減らすことは望ましくないと考える。											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○												
		利用圏域に同種・類似施設はない		×												
⑨計画実行のスケジュール	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5スポーツに親しめる場の提供～スポーツをする場の提供														
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。														
⑩計画実行に当たっての留意事項	【方向性】			（同時に実行対応）												
	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定			—												
⑪計画実行後の課題	【再編方針】			【修繕・改修】												
	・総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがある。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定める。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。												
⑫計画実行年度	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容										
	令和8年度以降	・体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手法による)										
⑬計画実行後の課題	—	—			—	—										

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-7	所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係		
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 スポーツ施設	小分類				
施設名称	山田グラウンド（管理事務所）						
所在地	あきる野市山田1-1		敷地面積(m ²)	19,116.95			
延床面積(m ²)	198.58	構造	RC造	建築年度	昭和62	経過年度	38

計画期間	令和8（2026）年度～令和10（2028）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。</p> <p>サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の対象年齢としては、子どもから高齢者までの幅広い年代が利用しており、平成27年度から令和6年度までの1年間の平均利用者数は約27,000人となっている。令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響を受け、利用を制限するため、臨時休館や時間短縮を行っていたことにより、利用者数は約24,500人まで減少したが、令和5年度以降は約26,000人となっている。 当該施設には夜間照明が配備されており、市内で唯一の夜間照明付きテニスコートであるため、利用が多い。一方で、利用者からは照明が暗い、人工芝が摩耗しているなどの意見が寄せられている。 当該施設は夜間照明があるグラウンドとして、小学生から大人まで多くの団体が利用している。また、野球場については多目的利用ができることもあり、市外の高校や大学の利用頻度も多い。 管理棟については、利用者の更衣、トイレ休憩、暑熱対策や天候急変時の避難場所としても利用されており、スポーツ活動の付帯施設として、重要な役割を担っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 市内同種の施設の利用状況などを踏まえ、集約化などについて検討していく。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務所は築後約40年であることから、老朽化による雨漏りや不具合箇所が見受けられるため、補修等が必要である。 老朽化による照明の球切れがあり、テニスコートについては、利用者から照度を上げてほしいと言った要望がある。このため、全体の照明のLED化を検討する必要がある。 テニスコートは利用頻度が高く、人工芝の摩耗が著しいため、適正な時期における人工芝の張替の実施など、安全・快適に利用できるよう、維持管理を行う必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	集約化																			
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成17	建替え 又は長寿命化改修	令和29	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数	60												
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・主に市民が使用申請で利用している。															
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍で一時は減少傾向に転じたものの、コロナ禍前の利用水準に戻りつつある。															
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・時間帯によっては空きがある状態である。															
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考 ・管理事務所としての機能を果たしているのみで多目的な利用が可能である。																
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×																	
		設置目的と異なる使用状況あり		×																	
		単独機能での建物利用が望ましい		×																	
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×																	
		投票所機能		×																	
		避難所機能		○																	
	敷地所有	市有地																			
	都市計画法規制	市街化調整区域																			
	利用圏域	市全域				・市民の利用が大部分を占めている。															
	広域化可能性	検討不可				・市外者の利用もあるが、近隣自治体との共同設置や共同運営までは期待できない。															
⑦施策との関連性	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	・利用圏域に同種・類似施設があり、同様の事業も行っているが、施設同士距離が離れており、サービスの供給量を減らすことは望ましくない。																
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○																	
		利用圏域に同種・類似施設はない		×																	
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5スポーツに親しめる場の提供～スポーツをする場の提供～																			
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。																			
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】			(同時に扱う対応)																	
	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定			—																	
⑩計画実行に当たっての留意事項	【再編方針】			【修繕・改修】																	
	・総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがある。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定める。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。																	
⑪計画実行後の課題	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容																
	令和8年度以降	・体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性の検討		令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的な手法による）																

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-9		所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係
施設分類	大分類	スポーツ・レクリエーション施設	中分類	スポーツ施設	小分類	
施設名称	小和田グラウンド（休憩所）					
所在地	あきる野市小和田8先			敷地面積(m ²)	6,495.00	
延床面積(m ²)	70.39	構造	RC造	建築年度	平成9	経過年度 28

計画期間	令和8（2026）年度～令和10（2028）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。 サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。
②事業の現状	・利用者の対象年齢としては、子どもから大人まで幅広い年代が利用しており、平成27年度から令和6年度までの1年間の平均利用者数は約16,000人となっている。令和元年10月の台風19号によってグラウンドが浸水し、令和2年度まで復旧工事のため休場した。令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の影響による臨時休場対応もあわせて行った。令和3年5月から一般利用を開始し、令和5年度以降は年間約15,500人の利用となっている。 ・主にソフトボール競技の会場として市民大会のほか、関東大会などの広域的な大会も開かれており、管理棟は、利用者のトイレ休憩、暑熱対策や天候急変時の避難所等としても利用されるなど、市民のスポーツ活動の拠点施設として重要な役割を担っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・グラウンドは、主にソフトボールや少年野球で使用されることが多く、グラウンドの維持管理については、スポーツ協会に委託している。今後もグラウンドに精通した専門的な知識を持ったスポーツ協会による維持管理を継続する予定である。 ・グラウンドの維持管理や利用者の休憩場所、暑熱対策や天候急変時の避難所等として建物は維持する必要がある。 ・大会会場としても利用される機会が多く、市内で4面使用できるグラウンドは当該施設のみであり、五日市地区のスポーツ活動の拠点施設として今後も管理していく必要がある。
④事業の課題	・休憩所については、令和元年の台風19号により水没したが、現在のところ機能上は大きな問題も無く使用できている。利用者の休憩所のほか、グラウンドを維持管理する上で必要な施設であることからも、スポーツ活動の拠点施設として維持管理を行っていく。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小／集約化											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和9	建替え 又は 長寿命化改修	令和24	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 策年数	45				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・主に市民が利用している。							
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍で一時は減少傾向に転じたものの、コロナ禍前の利用水準に戻りつつある。							
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・時間帯によっては空きがある状態である。							
	建物活用	多目的利用検討可能			○	・休憩所においては多目的な利用が可能である。							
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される			×	・河川区域							
		設置目的と異なる使用状況あり			×	・市民の利用が大部分を占めている。							
		単独機能での建物利用が望ましい			×	・市外の方々の利用は少なく、広域化は難しい。							
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）			×	・利用圏域に同種・類似施設があり、同種の事業も行っているが、施設同士距離が離れておりサービスの供給量を減らすこととは望ましくない。							
		投票所機能			×	・利用圏域に同種・類似施設がある場合、投票所機能を併設するなどして複数の機能を組み合わせることで、施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。							
		避難所機能			○	・利用圏域に同種・類似施設がある場合、避難所機能を併設するなどして複数の機能を組み合わせることで、施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。							
⑦施策との関連性	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5スポーツに親しめる場の提供～スポーツをする場の提供～											
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】				【同時に進行対応】								
	総合グラウンドなどの体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性を決定				—								
	【再編方針】				【修繕・改修】								
	・総合グラウンド（クラブハウス）、市民球場、油平クラブハウス、山田グラウンド（管理事務所）、小和田グラウンド休憩所などの体育施設等は、令和10年度「ねんりんピック（全国健康福祉祭）」が東京都開催となったことにより、本市が会場地の一つとなり施設改修等を行う可能性などがある。このことに伴い、施設の利用状況などに影響が及ぶ可能性があることから、こうした動向を確認し、再編等の方向性を決定する方針を定める。				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
	⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
		令和8年度以降	・体育施設等の改修の動向などを確認し、再編等の方向性の検討			令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）						
		—	—			—	—						
		—	—			—	—						
		—	—			—	—						
		—	—			—	—						
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				—								
⑪計画実行後の課題	—				—								

中央図書館、東部図書館エル、中央図書館増戸分室の再編等の考え方

1 概要

中央図書館、東部図書館エル及び中央図書館増戸分室については、規模縮小・利便性の向上に向けた機能面の多機能化の方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢から、再編等の方向性を採用しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢1	選択肢2	採用した 再編等の方向性	同時に行う対応	
中央図書館	規模縮小・多機能化（広域連携（※）） （維持管理コストの縮減と大規模施設の有効活用の方向性を踏まえ、機能面からは多機能化、建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）、建物更新時には規模縮小）	－	規模縮小・多機能化	－	個別施設計画を踏まえ、「規模縮小・多機能化」を再編等の方向性とした。 ※（広域連携） 「建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）」については、別途検討します。
東部図書館エル		－			
中央図書館 増戸分室	規模縮小・多機能化 (規模縮小（現建物の使用中に学童・児童館が移転した際には、空きスペースを有効活用)、機能面からは多機能化)	－	規模縮小・多機能化	－	個別施設計画を踏まえ、「規模縮小・多機能化」を再編等の方向性とした。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-1	所管部署	教育部	図書館	中央図書館係
施設分類	大分類	社会教育系施設	中分類	図書館	小分類
施設名称	中央図書館				
所在地	あきる野市秋川1-16-2		敷地面積(m ²)		4,769.16
延床面積(m ²)	7,525.06	構造	RC造	建築年度	平成18 経過年度 19

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：図書館法、あきる野市図書館設置条例 設置目的：健全な発達を図り、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 対象者：全市民 サービスの概要：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした事業</p>
②事業の現状	<p>中央図書館は、市内にある図書館の核となる施設である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人登録者数は、令和3年度から令和6年度までの4年間で約9%（令和3年度8,360人→令和6年度9,110人）増加している。 個人貸出数は、令和3年度と令和6年度を比較すると約9%（令和3年度326,904冊→令和6年度299,070冊）減少している。 来館者数は、令和3年度182,601人、令和6年度230,533人と、コロナ禍に比べ約26%増加している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館をめざす。 広い市域のどこからでも、市民が図書館サービスを利用できるよう、図書館サービス網の整備を進める。 情報化の推進に対応した、市民の「情報拠点」として活用できる図書館をめざす。 生涯学習の中核施設として、市民の学習の機会と学習の場を提供するとともに、市民の交流の場を提供する。 子どもたちに生きる力を育む読書活動を推進する。 地域の資料や行政資料を積極的に収集・保存し、市民に提供するとともに、行政運営に必要な資料も収集し、情報を提供する。 図書館サービスの効果的で効率的な運営をめざす。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 空調管理システムの根本的なシステム入替え等の対応

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・多機能化（広域連携）													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和18	建替え 又は 長寿命化改修	令和48	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）				・西多摩広域行政圏だけでなく、八王子市、昭島市とも広域利用を実施している。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍での制限が解除され徐々に利用が戻ってきているが、全体で8割程度の回復状況である。									
	規模適正度	規模適正				・中央館として地区館をしっかりバックアップするためにも単独建物である必要がある。									
	建物活用	多目的利用検討可能		×	備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×											
		設置目的と異なる使用状況あり		×											
		単独機能での建物利用が望ましい		○											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×											
		投票所機能		×											
		避難所機能		×											
	敷地所有	市有地				・蔵書数は年々増加傾向であり、中央館としての機能を果たすためにも複合化・集約化は難しいと考える。									
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：商業地域									
	利用圏域	広域（複数自治体）				・幼児から高齢者まで利用層も広いため、広い市域に現在の1中央館、3地域館は最低限必要である。今後、移動図書館あるいは宅配・電子図書館などの検討も必要である。									
	広域化可能性	すでに広域化している				・広域利用者と市民との間にサービス内容に差をつける。又は、負担金制度など検討したい。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	備考										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×											
		利用圏域に同種・類似施設はない		○											
⑦施策との関連性	関連施策	あきる野学びプラン4 / あきる野市教育基本計画（第3次計画）IV-1-59図書館施設・設備・サービスの充実													
	説明	あきる野学びプラン4「市民の利用しやすい施設運営」、あきる野市教育基本計画（第3次計画）「社会教育の拠点施設の適正な管理」に位置付けられている必要な施設である。													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			（同時に進行対応）											
	規模縮小・多機能化			【修繕・改修】											
	【再編方針】			・規模縮小・利便性の向上に向けた機能面の多機能化											
				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)									
⑩計画実行に当たっての留意事項	・（広域連携）「建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）」については、別途検討					—									
⑪計画実行後の課題	—					—									

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-2	所管部署	教育部	図書館	東部図書館エル係
施設分類	大分類	社会教育系施設	中分類	図書館	小分類
施設名称	東部図書館エル				
所在地	あきる野市野辺39-27		敷地面積(m ²)		1,721.14
延床面積(m ²)	1,375.22	構造	RC造	建築年度	平成16 経過年度 20

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：図書館法、あきる野市図書館設置条例 設置目的：健全な発達を図り、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 対象者：全市民 サービスの概要：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした事業</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 個人登録者数は、令和3年度から令和6年度までの4年間で約27%（令和3年度3,147人→令和6年度3,983人）増加している。 個人貸出数は、令和3年度と令和6年度を比較すると約4%（令和3年度128,076冊→令和6年度122,314冊）減少している。 来館者数は令和3年度83,900人、令和6年度101,215人と、コロナ禍に比べ約21%増加している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館をめざす。 広い市域のどこからでも、市民が図書館サービスを利用できるよう、図書館サービス網の整備を進める。 情報化の推進に対応した、市民の「情報拠点」として活用できる図書館をめざす。 生涯学習の中核施設として、市民の学習の機会と学習の場を提供するとともに、市民の交流の場を提供する。 子どもたちに生きる力を育む読書活動を推進する。 地域の資料や行政資料を積極的に収集・保存し、市民に提供するとともに、行政運営に必要な資料も収集し、情報を提供する。 図書館サービスの効果的で効率的な運営をめざす。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備やトイレ、外構など、施設全般について、老朽化に伴う改修等を行っていく必要があるが、故障等が生じる箇所や時期が不明なため、計画的な修繕が難しい。また、照明については、LED化に向けて準備を進める。 図書館の目的外使用である市民への施設貸出しについては、開館時間外利用の管理方法や受付係員のコスト増等が課題である。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・多機能化（広域連携）													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和16	建替え 又は 長寿命化改修	令和46	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）				・西多摩広域行政圏だけでなく、八王子市、昭島市とも広域利用を実施している。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍での制限が解除され徐々に利用が戻ってきているが、全体で8割程度の回復状況である。									
	規模適正度	規模適正				・図書館機能以外でも市内東部地域では、唯一の市民に開放された施設であり、利用者数からも規模は適正である。									
	建物活用	多目的利用検討可能		○	・現在も目的外使用が可能。公民館や地区会館、コミュニティ一會館、学習等併用施設と設置目的が異なるが、目的外使用を認めていたため、貸館業務を集約することを検討する必要がある。また、その場合は図書館業務と貸館業務は別に行なうことが望ましい。										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×											
		設置目的と異なる使用状況あり		○											
		単独機能での建物利用が望ましい		○											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×											
		投票所機能		×											
		避難所機能		○											
	敷地所有	市有地													
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種低層住居専用地域									
	利用圏域	広域（複数自治体）				・幼児から高齢者まで利用層も広いため、広い市域に現在の1中央館、3地域館は最低限必要である。今後、移動図書館あるいは宅配、電子図書館などの検討も必要である。									
	広域化可能性	すでに広域化している				・広域利用者と市民との間にサービス内容に差をつける。もしくは、負担金制度など検討したい。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	・図書館と会館と2つの機能がある。会館事業は取扱いを検討する必要がある。										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×											
		利用圏域に同種・類似施設はない		○											
⑦施策との関連性	関連施策	あきる野学びプラン4 / あきる野市教育基本計画（第3次計画）IV-1-59図書館施設・設備・サービスの充実													
	説明	あきる野学びプラン4「市民の利用しやすい施設運営」、あきる野市教育基本計画（第3次計画）「社会教育の拠点施設の適正な管理」に位置付けられている必要な施設である。													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			（同時に進行対応）											
	規模縮小・多機能化														
	【再編方針】			【修繕・改修】											
	・規模縮小・利便性の向上に向けた機能面の多機能化			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)									
⑩計画実行に当たっての留意事項	・（広域連携）「建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）」については、別途検討				—										
⑪計画実行後の課題	—				—										

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-8	所管部署	教育部	図書館	中央図書館係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類	図書館	小分類	
施設名称	中央図書館増戸分室				
所在地	あきる野市伊奈1157-5		敷地面積(m ²)	1,005.61	
延床面積(m ²)	366.94	構造	RC造	建築年度 昭和59	経過年度 41

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：図書館法、あきる野市図書館設置条例 設置目的：健全な発達を図り、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 対象者：全市民 サービスの概要：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした事業
②事業の現状	・個人登録者数は、令和3年度から令和6年度までの4年間で約120%（令和3年度82人→令和6年度1,805人）増加している。 ・個人貸出数は、令和3年度と令和6年度を比較すると約11%（令和3年度36,478冊→令和6年度32,512冊）減少している。 ・来館者数は令和3年度28,870人、令和6年度29,647人と、コロナ禍よりも3%ではあるが回復している。 ・平成24年4月から業務委託で運営を行っている。サービス、その他利用者からの評価も高く、安定した運営を行えている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・いつでも・どこでも・だれもが学び、情報が活用できる図書館をめざす。 ・広い市域のどこからでも、市民が図書館サービスを利用できるよう、図書館サービス網の整備を進める。 ・情報化の推進に対応した、市民の「情報拠点」として活用できる図書館をめざす。 ・生涯学習の中核施設として、市民の学習の機会と学習の場を提供するとともに、市民の交流の場を提供する。 ・子どもたちに生きる力を育む読書活動を推進する。 ・地域の資料や行政資料を積極的に収集・保存し、市民に提供するとともに、行政運営に必要な資料も収集し、情報を提供する。 ・図書館サービスの効果的で効率的な運営をめざす。
④事業の課題	・今後の委託について、経験や資格を持つスタッフを確保するための人員費の増加等が要因で、委託費用が上昇することが予想される。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・多機能化													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和5	建替え 又は 長寿命化改修	令和26	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 累年数 60							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）				・西多摩広域行政圏だけでなく、八王子市、昭島市とも広域利用を実施している。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍での制限が解除され徐々に利用が戻ってきているが、全体で7割程度の回復状況である。									
	規模適正度	規模適正				・歴史的・地域的背景からも、増戸地区的図書館として活用されており、利用者数や蔵書数からも規模は適正である。									
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○											
		設置目的と異なる使用状況あり		○											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×											
		投票所機能		×											
		避難所機能		×											
	敷地所有	市有地													
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種中高層住居専用地域									
	利用圏域	広域（複数自治体）				・幼児から高齢者まで利用層も広いため、広い市域に現在の1中央館、3地域館は最低限必要である。今後、移動図書館あるいは宅配、電子図書館などの検討も必要である。									
	広域化可能性	すでに広域化している				・広域利用者と市民との間にサービス内容に差をつける。もしくは、負担金制度などを検討したい。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	増戸地区内で同種・類似施設はない。										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×											
		利用圏域に同種・類似施設はない		○											
⑦施策との関連性	関連施策	あきる野学びプラン4 / あきる野市教育基本計画（第3次計画）IV-1～5・9図書館施設・設備・サービスの充実													
	説明	あきる野学びプラン4「市民の利用しやすい施設運営」、あきる野市教育基本計画（第3次計画）「社会教育の拠点施設の適正な管理」に位置付けられている必要な施設である。													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			（同時に進行対応）											
	規模縮小・多機能化			【修繕・改修】											
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】			・規模縮小・利便性の向上に向けた機能面の多機能化											
				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）									
⑪計画実行後の課題	—				—										

秋川キララホール、あきる野ルピア、中央公民館の再編等の考え方

1 概要

- ・秋川キララホールは、市内の中規模ホールを集約化するとともに、機能面においては、他の公共施設の再編等に合わせ、多機能化する方針を定めます。
- ・あきる野ルピアは、駅前の好立地条件を有効活用する方向性で、他の公共施設の再編等に合わせ、駅前立地に適する他の施設の機能を複合化する方針を定めます。
- ・中央公民館は、規模縮小し、機能面においては、他の公共施設の再編等に合わせ、他の施設の機能を複合化する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に行う対応	
秋川キララホール	集約化・多機能化（広域連携（※）） (維持管理コストの縮減と大規模施設の有効活用の方向性を踏まえ、機能面からは多機能化、建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）、建物更新時には市内の中規模ホールを集約化）		集約化・多機能化	－	個別施設計画を踏まえ、「集約化・多機能化」を再編等の方向性としました。 ※（広域連携） 「建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）」については、別途検討します。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に行う対応	
あきる野 ルピア	複合化 (駅前の好立地 条件を有効活用 する方向性で、 駅前立地に適す る他の施設をあ きる野ルピアに 移転・複合化)	多機能化 (駅前の好立 地条件を有効 活用する方向 性で、あきる野 ルピアを多機 能化し他施設 の機能を代替 補完)	複合化		「複合化」が「多機能化」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「③ 機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性とし て採用しました。
中央公民 館	規模縮小・複合 化(一部機能移 転(※)) (規模縮小のう え複合化により 有効活用)	規模縮小・転 用・多機能化 (一部機能移 転(※)) (他の機能を 補完した多機 能化により有 効活用)	規模縮小・複合 化		「規模縮小・複合化」が「規模縮小・転用・多機能化」と比較して、「③ 機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性とし て採用しました。 ※(一部機能移転) 一部機能移転は、他の公共施設に公民館機能の一部を移転することを 想定しており、別途検討します。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-15	所管部署	教育部	生涯学習推進課	生涯学習係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類 文化施設	小分類 ホール		
施設名称	秋川キララホール				
所在地	あきる野市秋川一丁目16番地1		敷地面積(m ²)	5,497.28	
延床面積(m ²)	3,580.16	構造 RC造	建築年度 平成元	経過年度 36	

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：市民文化の向上を図るため、あきる野市民文化ホールを設置する。</p> <p>対象者：全年齢</p> <p>サービスの概要：市民の芸術文化の向上を目的とした事業</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者により、各種事業が行われている。また、貸館として各種催しに利用されている。 ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限による臨時休館等により利用者が減少したが、徐々にコロナ禍以前の状況に戻りつつある。令和6年度は、コロナ禍以前の平成30年度と比べ、利用件数が約92%、入場者数が約73%となっている。 ・社会状況の変化に伴い、利用者の高齢化や固定化の傾向が見られる。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・より魅力的な事業を展開し、生涯学習活動の振興を図るとともに、市内外の方々に来場いただけるよう情報の発信と利用者の利便性及びサービスの向上を図る。 ・音響効果が優れ、音楽等の本格的な発表や催事ができる市内唯一の施設であり、代替性は少ないものと考える。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に対する関心を持つ市民が減少している状況を踏まえ、利用者のアンケート等から市民のニーズに合わせた魅力的な事業の展開を行う必要がある。 ・安定したサービスの提供を行うため、計画的な設備更新等を検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	集約化・多機能化（広域連携）											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和10	建替え 又は 長寿命化改修	令和3 1	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60					
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市民以外の利用も可能							
	需要傾向	利用需要低下傾向				・令和元年度対令和6年度比較において、利用者ベースでは8.3%、5.6%（16.4%減）となっているため、減少傾向にあると言える。一方、利用件数ベースでは10.7%（7.02%増）で微増傾向である。							
	規模適正度	規模適正				・ホール開場時間前にはロビーのスペースが不足するが、一時的なものである。							
	建物活用	多目的利用検討可能		△	備考 ・秋川キララホールは、現在、ホール機能のみの施設であるため、多目的利用や複合化を行う場合には、改修等を検討する必要がある。 ・類似施設（ふれあいホール、五日市会館、まほろばホール）との集約化が検討できるが、収容人数や使用料など使いやすさが異なること、また、土日祝日及び繁忙期には、競争率が上がるため、これらの課題に対応する必要がある。 ・ホール施設、学習施設、レセプション施設が市内に散在していることから、将来的な集約化を検討する必要があると思われる。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○									
		設置目的と異なる使用状況あり		×									
		単独機能での建物利用が望ましい		○									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×									
		投票所機能		×									
		避難所機能		○									
	敷地所有	市有地											
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：商業地域							
	利用圏域	広域（複数自治体）				・貸し館利用者及び観客ともに市内外からの利用がある。							
	広域化可能性	検討可能				・隣接自治体にも同様の施設があるため、広域連携は可能と考えるが、繁忙期の予約が困難							
⑦施策との関連性	関連施策	総合計画「社会教育の推進」（第5章・第5節・①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実） 教育基本計画「生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備」（取組目標3・基本施策3「社会教育の拠点施設の適正な管理」） 学びプラン4「学びの環境をつくる」（Ⅳ・1・64「秋川キララホールの適切な維持管理」）											
	説明	各種計画に掲載されているとおり、社会教育及び芸術文化活動の推進を図る拠点として位置付けられている。											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 集約化・多機能化			（同時に進行対応） —									
	【再編方針】 ・市内のの中規模ホール施設を集約化するとともに、他の公共施設の再編等に合わせ、多機能化			【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）								
⑩計画実行に当たっての留意事項	・（広域連携）「建物維持管理面からは広域連携（維持管理費用負担）」については、別途検討			—									
				—									
⑪計画実行後の課題	—			—									

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-4	所管部署	教育部	生涯学習推進課	生涯学習係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類 博物館等	小分類		
施設名称	あきる野ルピア				
所在地	あきる野市秋川一丁目8番地		敷地面積(m ²)	2,458.33	
延床面積(m ²)	2,914.00	構造	RC造	建築年度 平成7	経過年度 30

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：市民の生涯にわたる学習活動の振興を図るとともに、市民相互の交流を深め豊かな地域社会の形成と住民福祉に寄与するため、あきる野市産業文化複合施設を設置する。</p> <p>対象者：全年齢</p> <p>サービスの概要：市民の生涯学習の推進を目的とした事業</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者により、貸館として各種催しに利用されている。 ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限による臨時休館等により利用者が減少したが、徐々にコロナ禍以前に戻りつつある。令和6年度の利用者数はコロナ禍以前の平成30年度と比較して約83%となっている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自由に集うことにより、生涯学習活動の振興を図るとともに、市民同士の交流の場として活用されるよう利用者の利便性及びサービスの向上を図る。 ・指定管理者等により、講座が行われているが、貸館が主の業務となっている。利用用途が類似する中央公民館との集約や住み分けが考えられるが、利用者属性や利用目的が異なることもあり、検討が必要と考える。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に対する関心を持つ市民が減少している状況を踏まえ、生涯学習活動への参加を促す取組を行う必要がある。 ・安定したサービスの提供を行うため、計画的な施設整備を検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	複合化／多機能化										
	大規模改修 令和7 長寿命化改修	建替え 又は 長寿命化改修	令和3 7	長寿命化後の建替え 令和5 7	(参考)建替え時 築年数	8 0						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）			備考	・市民以外の利用も可能						
	需要傾向	利用需要低下傾向				・令和元年度対令和6年度比較において、利用者ベースでは87.44%（12.56%減）となっており、やや減少傾向にある。また、利用件数ベースでは110.43%（10.43%増）で増加傾向にある。						
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・貸館予約のない時は空いていることがある。						
	建物活用	多目的利用検討可能	○	・あきる野ルビアと公民館の機能が類似していることから集約化が検討できる。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○	・あきる野ルビアの学習施設貸出機能のみで考えると、市有物件での運営は必要ないと考えられる。								
		設置目的と異なる使用状況あり	×	・								
		単独機能での建物利用が望ましい	×	・								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○	・								
		投票所機能	×	・								
		避難所機能	○	・								
	敷地所有	市有地				・						
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：近隣商業地域						
	利用圏域	広域（複数自治体）				・駅前という立地もあり、市外の集客がある。						
	広域化可能性	検討可能				・秋川流域には類似施設がないため検討可能と考えられる。						
⑦施策との関連性	関連施策	総合計画「社会教育の推進」（第5章・第5節・①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実） 教育基本計画「生涯を通じて学び、活躍できる環境の整備」（取組目標3・基本施策3「社会教育の拠点施設の適正な管理」） 学びプラン4「学びの環境をつくる」（IV・1・6.3 「あきる野ルビアの適切な維持管理」）										
	説明	各種計画に掲載されているとおり、社会教育及び芸術文化活動の推進を図る拠点として位置付けられている。										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 複合化 【再編方針】	(同時に行う対応) —			【修繕・改修】							
	・駅前の好立地条件を有効活用する方向性で、他の公共施設の再編等に合わせ、駅前立地に適する他施設の機能を複合化する。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑩計画実行に当たっての留意事項	—	—			—	—						
	—	—			—	—						
⑪計画実行後の課題	—	—			—	—						

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-9	所管部署	教育部	生涯学習推進課	公民館係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類 公民館	小分類		
施設名称	中央公民館				
所在地	あきる野市二宮683			敷地面積(m ²)	12,370.50
延床面積(m ²)	3,053.52	構造	RC造	建築年度 昭和50	経過年度 50

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：社会教育法、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例 設置目的：社会教育法第20条の目的を達成するため、あきる野市公民館を設置する。 対象者：全年齢 サービスの概要：学術・文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
②事業の現状	・高齢者の寿大学から一般の成人の方を対象とした市民大学、青少年教室や親子を対象とした家庭教育講座など、高齢者から子どもまで幅広い対象の事業を実施している。 ・一般市民の団体との協働で行う市民企画講座や市民解説員を養成する市民カレッジを開催している。市民解説員やITボランティアによる市内探訪やパソコンQ&Aも定期的に実施している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加者を減らして実施しているが、市内探訪等の事業はキャンセル待ちが出る状態である。 ・寿大学は新型コロナウイルス感染症拡大防止により参加者が減少したが、徐々にコロナ禍以前に戻りつつある。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・幅広い年齢層の事業の充実を図り、寿大学などは登録を増やし、実施していく予定 ・市内探訪など、市の紹介を兼ねたハイキング形式の事業を取り上げ、市民ニーズの高い事業の充実を図る。 ・公民館だけではなく、秋川キララホールや五日市地域交流センターのまほろばホールなどの会場にこだわらないアウトリーチ事業として寿大学の充実や市内探訪の地区ごとの開催を充実させ、各地域や各地区での事業を行い、市民が参加しやすい事業を実施していく。
④事業の課題	・公民館の施設での事業を充実させ、市民が参加しやすい事業を企画し、公民館以外の五日市地域交流センターや秋川キララホール、あきる野ルピアなどでもアウトリーチ事業を行い、子どもから高齢者まで気軽に参加できる事業を展開していく必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・複合化（一部機能移転）／規模縮小・転用・多機能化（一部機能移転）												
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成16	建替え 又は 長寿命化改修	令和17	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 策年数	60					
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・原則として市民団体利用向けの施設である。市外者の利用も可能である。								
	需要傾向	利用需要変化なし				・会議室の利用件数は、コロナ禍に伴い、一時減少したものの、コロナ禍前の水準に戻りつつある。一方、施設利用者数は、コロナ禍に伴い減少し、その後、回復しているものの、コロナ禍前の7割程度である。								
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり												
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・公民館は社会教育法に位置づけられている社会教育施設であり、市民団体の生涯学習活動を支えるとともに、公民館事業を展開し市民への学習機会を提供する施設である。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○		・他の貸出し施設との集約化・複合化に当たっては、施設の性格や貸出要件の制約等に違いがあることから、事前に十分検討する必要がある。								
		設置目的と異なる使用状況あり		×										
		単独機能での建物利用が望ましい		×										
		賃貸・借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○										
		投票所機能		×										
		避難所機能		○										
	敷地所有	市有地												
	都市計画法規制	市街化区域				・用途：第一種中高層住居専用地域								
	利用圏域	市全域				・現在、公民館は市全域に1館の設置である。市民の学習・文化活動を行うための施設として市全域から多くの市民の利用がある。								
	広域化可能性	検討不可				・公民館施設については、市外者団体の利用という意味で広域化を実施している。社会教育法に位置付けられた施設であり、施設の特殊性から近隣自治体との共同設置や共同運営は難しい。								
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×		・貸出し業務を行っている施設という意味では、市内にも五日市地域交流センターやあきる野ルビア、地区会館などの施設がある。しかし、住民の生涯学習活動を支える役割を担う公民館として、社会教育法に位置付けられている点に留意が必要である。								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○										
		利用圏域に同種・類似施設はない		×										
(7)施策との関連性	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ「社会教育の推進」（第5章第5節1-①『文化・スポーツ・レクリエーションの拠点施設の充実』、②社会教育事業の充実）、令和5年度教育方針（生涯学習の振興と充実）、あきる野市教育委員会教育基本方針（基本方針3）、学びプランI-1、1.8、1.9、2.2、2.3、3.2、3.5、4.3、4.4、4.7、5.2、II-5.5、5.6、III-5.7、IV-6.0、VI-7.0、7.2、7.4、7.5、7.6、7.7、7.9において位置付けられている。												
	説明	第2次総合計画（重点施策）、教育方針、教育基本方針、学びプランで掲げる住民サービス提供のために必要な施設である。												
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 規模縮小・複合化	【同時に使う対応】 —												
	【再編方針】 ・規模縮小し、機能面においては、他の公共施設の再編等に合わせ、他施設の機能を複合化する。	【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。												
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的な手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手法による)								
⑩計画実行に当たっての留意事項	・一部機能移転は、他の公共施設に公民館機能の移転を想定しており、別途検討								—					
	—								—					
⑪計画実行後の課題	—								—					

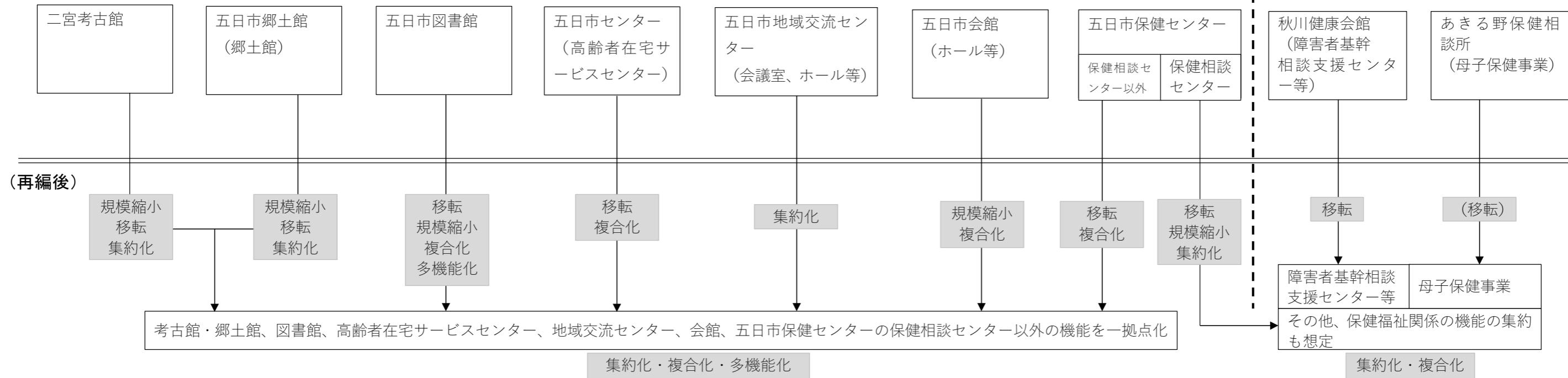
二宮考古館、五日市郷土館、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの再編等の考え方

1 概要

- ・二宮考古館と五日市郷土館（郷土館）を規模縮小・移転、集約化する方針を定めます。
 - ・上の施設と五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能（子育てひろば）を1拠点に集約化・複合化・多機能化する方針を定めます。
 - ・五日市保健センターの保健相談センター機能は、秋川健康会館とあきる野保健相談所等を集約化・複合化した施設に集約化する方針を定めます。
 - ・五日市郷土館（郷土館）と同様に、五日市郷土館（旧市倉家住宅）も移転し、保存する方針を定めます。
- ※ 二宮考古館、五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置と五日市郷土館（旧市倉家住宅）を保存する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定しています。
- ※ 集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定しています。
- ※ 二宮考古館、五日市郷土館（郷土館）については、機能を資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能（機能分散・不足する場合）については別途検討します。
- ※ 二宮考古館、五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センターの建物は廃止する予定です。
- ※ 市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



※ 二宮考古館、五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置と五日市郷土館（旧市倉家住宅）を保存する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定しています。

※ 施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定しています。

3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時に進行対応	
			再編等の方向性		
二宮考古館	規模縮小・移転（機能分散）、集約化（機能を、資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能は移転し規模縮小・集約化、社会教育機能は規模縮小し集約化）	規模縮小（機能分散）、集約化（機能を、資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能は移転し規模縮小・集約化、社会教育機能のみ現所在にて規模縮小）	規模縮小・移転（機能分散）、集約化（機能を、資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能は移転し規模縮小・集約化、社会教育機能のみ現所在にて規模縮小）	廃止	「規模縮小・移転（機能分散）、集約化」が「規模縮小（機能分散）、集約化」と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価は低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 資料保管機能（機能分散・不足する場合）については別途検討します。 ※ 二宮考古館の建物は廃止する予定です。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した	同時に進行対応	
			再編等の方向性		
五日市郷土館（郷土館）	規模縮小・移転（機能分散）、集約化 (機能を資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能は移転し規模縮小・集約化、社会教育機能は規模縮小し集約化)	規模縮小（機能分散）、集約化 (機能を、資料保管機能と社会教育機能に整理し、資料保管機能は移転し規模縮小・集約化、社会教育機能のみ現所在にて規模縮小)	規模縮小・移転(機能分散)、集約化	廃止	「規模縮小・移転（機能分散）、集約化」が「規模縮小（機能分散）、集約化」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 資料保管機能（機能分散・不足する場合）については別途検討します。 ※ 五日市郷土館（郷土館）の建物は、廃止する予定です。
五日市郷土館（旧市倉家住宅）	保存 (文化財として適切に保存)		保存	—	個別施設計画を踏まえ、「保存」を再編等の方向性としました。
五日市図書館	移転・規模縮小・複合化・多機能化 (維持管理コストの縮減の方向性を踏まえ、機能面からは多機能化、建物更新時には規模縮小し近隣施設と移転・複合化)	規模縮小・多機能化 (維持管理コストの縮減と大規模施設の有効活用の方向性を踏まえ、機能面からは多機能化、建物更新時には規模縮小)	移転・規模縮小・複合化・多機能化	廃止	「移転・規模縮小・複合化・多機能化」が「規模縮小・多機能化」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 五日市図書館の建物は、廃止する予定です。
五日市センター	現状維持 (現状の機能・立地・建物を維持し、適切に更新)	移転・複合化 (規模縮小し移転・複合化)	移転・複合化	廃止	「移転・複合化」が、「現状維持」と比較して、「④コストの低減の度合い」の評価が低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 五日市センターの建物は、廃止する予定です。
五日市地域交流センター	集約化 (近隣施設と機能を集約化)	—	集約化	—	個別施設計画を踏まえ、「集約化」を再編等の方向性としました。
五日市会館	移転・規模縮小・集約化 (近隣施設と機能を集約化)	規模縮小・複合化（新建物） (近隣施設との複合化)	規模縮小・複合化	—	「規模縮小・複合化」が「移転・規模縮小・集約化」と比較して、「④コストの低減の度合い」の評価が低かったものの、「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化の手法（新建物とするかなど）は別途検討します。
五日市保健センター	移転・規模縮小・集約化・複合化 (分散している同種機能を集約化・複合化)	—	移転・規模縮小・集約化・複合化	—	個別施設計画を踏まえ、「移転・規模縮小・集約化・複合化」を再編等の方向性としました。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-5	所管部署	教育部	生涯学習推進課	文化財係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類 博物館等	小分類		
施設名称	二宮考古館				
所在地	あきる野市二宮1151			敷地面積(m ²)	991.74
延床面積(m ²)	396.57	構造	W造	建築年度 平成元	経過年度 36

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：市の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与する。</p> <p>対象者：全年齢</p> <p>サービスの概要：市の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供する事業</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 来館者は、市外からの来館者が6割程度を占めており、住民だけに事業を展開するのではなく、市外からの訪問者への事業展開も求められている。 会計年度任用職員（事務）による運営が続いている、来館者からの専門的な質問への回答等は、五日市郷土館を通じて対応している。 温湿度管理設備はないため、繊細な紙や木製品などの資料は収蔵できない。 年間約140万円の土地借上料を支出している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 観光との関係が深いことから、五日市郷土館と統合し、五日市エリアでの施設再編成を進める方向で考える（あきる野市第二次総合計画2章3豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出）。 夏休みの体験教室は人気のある事業であり、市民からのニーズが高い。この需要を取り込んだ社会教育機能をもつ施設は、市内に必要と考える。 施設規模の縮小分はICT器材を利用した、自宅及び学校での郷土学習の促進・強化のためのデジタルアーカイブ整備によって補填、より新しい学習へつなげる方向で考える（あきる野市第二次総合計画第5章 教育・文化・スポーツ分野第4節 個性を生かす学校教育の充実）（あきる野市教育基本計画第3次計画）（あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプラン4）。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設等個別施設計画」の劣化状況調査では劣化度はそれほど高くないが、繊細な文化財の展示・収蔵には対応できない。 専門的な人員が不足している。 デジタルアーカイブが整備されていない。 敷地が借地である（借地料の支出が必要）。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	規模縮小・移転（機能分散）、集約化／規模縮小（機能分散）、集約化												
	大規模改修 — 長寿命化改修	—	建替え 又は 長寿命化改修	令和16	長寿命化後の建替え —	—	(参考)建替え時 築年数	45						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・市外からの来館者のほうが多く、全体の6割程度を占めている。								
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍のため利用者が減少したが、令和4年度からほぼコロナ禍前の入館者数に戻ってきている。								
	規模適正度	スペースが不足している				・館の収蔵庫が狭いため、ほかの場所に分散して収蔵している。								
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・同事業を実施している五日市郷土館及び五日市地域交流センター等の施設との集約化・複合化により、関連事業サービスを一体的に提供することができることから、サービス水準が向上すると期待される。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○										
		設置目的と異なる使用状況あり		×										
		単独機能での建物利用が望ましい		×										
		賃貸借物件での運営も可能（市有物での運営は必須ではない）		×										
		投票所機能		×										
		避難所機能		×										
⑦施策との関連性	敷地所有	全借地（有償）												
	都市計画法規制	市街化区域												
	利用圏域	その他												
	広域化可能性	検討不可												
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○										
		利用圏域に同種・類似施設はない		×										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画「社会教育の推進」（第5章・第5節①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実）、教育基本計画「生涯を通じて学び活躍できる環境の整備」（取り組み目標3、基本施策3社会教育の拠点施設の適正な管理）、学びプランⅣ「学びの環境をつくる」（IV・I・62 五日市郷土館・二宮考古館の適切な維持管理）												
	説明	各種計画に掲載されているとおり、社会教育及び芸術文化活動の推進を図る拠点として位置付けられている。												
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】 規模縮小・移転（機能分散）、集約化 【再編方針】			(同時に実行対応) 廃止										
	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）を規模縮小・移転・集約化し、この施設と、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化			【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。										
	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
	—	—			—	—								
	—	—			—	—								
	—	—			—	—								
	—	—			—	—								
	—	—			—	—								
	—	—			—	—								
⑩計画実行に当たっての留意事項	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定 ・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討 ・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定 ・資料保管機能（機能分散・不足する場合）については別途検討 ・二宮考古館の建物は廃止する予定					—								
	—	—			—	—								
⑪計画実行後の課題	—	—			—	—								

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-6	所管部署	教育部	生涯学習推進課	文化財係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類 博物館等	小分類		
施設名称	五日市郷土館（郷土館）				
所在地	あきる野市五日市920-1		敷地面積(m ²)	1,232.00	
延床面積(m ²)	1,020.25m ²	構造	S造・RC造	建築年度 昭和55	経過年度 45

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市郷土資料展示等施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：市の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与する。</p> <p>対象者：全年齢 サービスの概要： ・市の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供する事業 ・文化財係としての事務</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限による臨時休館等により利用者が減少したが、徐々に増加傾向にあり、コロナ禍以前の6割程度まで回復している。 来館者の市内外の割合については、おむね半々となっており、住民だけに事業を展開するのではなく、市外からの訪問者への事業展開も求められている。 秋川市と五日市町の合併前に建設されているため、秋川地区からのアクセスが悪い。 年間約160万円の土地借上料を支出している。 展示室内の空調管理が難しい。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 観光との関係が深いことから、二宮考古館と統合し、五日市地域交流センター等との施設再編を進める方向で考える（あきる野市第二次総合計画2章3豊かな観光資源・自然文化の保全と魅力の創出）。 将来的には登録博物館又は博物館相当施設への指定を視野に入れ、文化財を適切に展示・保存・管理するための温湿度管理や照度管理ができる展示室及び収蔵庫を整備できると良いと考える。 施設規模の縮小分はICT器材を利用した、自宅及び学校での郷土学習の促進・強化のためのデジタルアーカイブ整備によって補填、より新しい学習へつなげる方向で考える（あきる野市第二次総合計画第5章 教育・文化・スポーツ分野第4節 個性を生かす学校教育の充実）（あきる野市教育基本計画第3次計画）（あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプラン4）。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な人員が不足している。 収蔵スペースが不足している。 改修中の対応方法（休館にするのか・問合せ対応・会計年度任用職員） デジタルアーカイブが整備されていない。 敷地の一部が借地である（借地料の支出が必要）。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小・移転（機能分散）、集約化／規模縮小（機能分散）、集約化													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え 又は 長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	66						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市外からの来館者も多く、全体の約半数を占めている。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・来館者はコロナ禍で減少し、コロナ禍後は徐々に増加しているものの、コロナ禍前の水準には戻っていない状況である。収蔵物は、断続的に資料寄贈が増加している。									
	規模適正度	スペースが不足している				・郷土館の収蔵庫が狭いため、ほかの施設に分散して収蔵している。									
	建物活用	多目的利用検討可能		×		・同事業を実施している五日市郷土館及び五日市地域交流センター等との集約化・複合化により、関連事業サービスを一括的に提供することができるところから、サービス水準が向上すると期待される。									
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○											
		設置目的と異なる使用状況あり		×											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×											
		投票所機能		×											
		避難所機能		×											
	敷地所有	一部借地（有償）				・用途：第一種低層住居専用地域									
	都市計画法規制	市街化区域				・郷土館での現地学習に加えて、オンラインの活用も拡充していく方向である。収蔵施設として1か所は必要である。									
	利用圏域	その他				・近隣市町村がそれぞれ博物館や類似施設を有しており、広域連携による設置は調整が困難なため。									
⑦施設との関連性	広域化可能性	検討不可				・二宮考古館で実施している事業を五日市郷土館で実施することは可能である。（集約化）									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○											
		利用圏域に同種・類似施設はない		×		・未定（再編等の方向性に沿った具体的な手法による）									
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画「社会教育の推進」（第5章・第5節①文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設の充実） 教育基本計画「生涯を通じて学び活躍できる環境の整備」（取り組み目標3、基本施策3社会教育の拠点施設の適正な管理） 学びプランⅣ「学びの環境をつくる」（IV・I・6.2 五日市郷土館・二宮考古館の適切な維持管理）													
	説明	各種計画に掲載されているとおり、社会教育及び芸術文化活動の推進を図る拠点として位置付けられている。													
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】 (郷土館) 規模縮小・移転（機能分散）、集約化		【同時に行う対応】 廃止												
	(旧市倉家住宅) 保存		-												
⑩計画実行に当たっての留意事項	【再編方針】 ・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）を規模縮小・移転、集約化し、この施設と、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化 ・五日市郷土館（郷土館）と同様に、五日市郷土館（旧市倉家住宅）も移転し、保存		【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。												
	想定実施年度	想定対策内容				想定実施年度	想定対策内容								
⑪計画実行後の課題	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的な手法の検討				令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的な手法による）								
	—	—				—	—								

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	C-3	所管部署	教育部	図書館	五日市図書館係
施設分類	大分類 社会教育系施設	中分類	図書館	小分類	
施設名称	五日市図書館				
所在地	あきる野市五日市368			敷地面積(m ²)	1,150.55
延床面積(m ²)	822.83	構造	RC造	建築年度	昭和53 経過年度 47

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：図書館法、あきる野市図書館設置条例 設置目的：健全な発達を図り、市民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 対象者：全市民 サービスの概要：図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした事業</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 個人登録者数は、令和3年度から令和6年度までの4年間で約6%（令和3年度1,866人→令和6年度1,976人）増加している。 個人貸出冊数は、令和3年度と令和6年度を比較すると、約8%（令和3年度58,678冊→令和6年度53,758冊）減少している。 来館者数は、令和3年度30,728人、令和6年度37,992人と、コロナ過に比べ約24%増加している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 移転・規模縮小し、二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化する。 再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、修繕・改修を実施する。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的・地域的背景から、五日市地区の図書館として、継続していく必要があるが、建築後、47年が経過し、建物自体の老朽化が課題となっている。 平成23年に行なった耐震診断では、安全面に問題はなかったが、その後14年が経過しているため、耐久性等の調査を行うとともに、利用状況や周辺施設の状況等も踏まえ、今後の施設の在り方等について検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・複合化・多機能化／規模縮小・多機能化													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え又は長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数 68							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	広域利用（複数自治体）				・西多摩広域行政圏だけでなく、八王子市、昭島市とも広域利用を実施している。									
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍での制限が解除され徐々に利用が戻ってきており、今年度は更なる回復が見込まれる。									
	規模適正度	規模適正				・利用者数及び蔵書数からも施設の規模については、適正である。									
	建物活用	多目的利用検討可能		×	備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○											
		設置目的と異なる使用状況あり		×											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×											
		投票所機能		×											
		避難所機能		×											
⑦施策との関連性	敷地所有	市有地				・建築後、47年が経過し、建物自体の老朽化が課題となっているため、五日市地区の図書館として継続していくためには、他施設との複合化・集約化も検討する必要がある。									
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種低層住居専用地域									
	利用圏域	広域（複数自治体）				・幼児から高齢者まで利用層も広いため、広い市域に現在の1中央館、3地域館は最低限必要である。今後、移動図書館あるいは宅配、電子図書館などの検討も必要である。									
	広域化可能性	すでに広域化している				・広域利用者と市民の間にサービス内容に差をつける。もししくは、負担金制度などを検討したい。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	・近隣に同種・類似施設はない。										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×											
		利用圏域に同種・類似施設はない		○											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	あきる野学びプラン4 / あきる野市教育基本計画（第3次計画）IV-1-5 9図書館施設・設備・サービスの充実													
	説明	あきる野学びプラン4「市民の利用しやすい施設運営」、あきる野市教育基本計画（第3次計画）「社会教育の拠点施設の適正な管理」に位置付けられている必要な施設である。													
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】 移転・規模縮小・複合化・多機能化			(同時に行う対応) 廃止											
	【再編方針】			【修繕・改修】											
	・移転・規模縮小し、二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館・五日市センターラー、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度		想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降		・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）									
⑩計画実行に当たっての留意事項	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定 ・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討 ・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定 ・五日市図書館の建物は、廃止する予定					-									
	⑪計画実行後の課題					-									

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	G-3		所管部署	健康福祉部	高齢者支援課	高齢者支援係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	高齢福祉施設	小分類	
施設名称	五日市センター					
所在地	あきる野市館谷台17			敷地面積(m ²)	2,740.22	
延床面積(m ²)	542.29	構造	RC造	建築年度	平成11	経過年度 26

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度																
①事業の概要	<p>設置根拠：老人福祉法、あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>対象者：介護を必要としない高齢者</p> <p>設置目的：老人福祉法に基づく、老人福祉の増進を図るため、利用者に対し、センターでの事業を通じて、高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感・閉じこもり・うつ等の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防することを目的とする。</p> <p>サービスの概要：高齢者生きがい活動支援通所事業（必須事業）に加え、自主事業であるげんき応援事業などの実施により、趣味・生きがい活動や食事サービス、各種教室・講座、体幹トレーニング、健康マージャンなどが行われている。</p>																
②事業の現状	<table> <thead> <tr> <th>延べ利用者数</th> <th>高齢者生きがい 活動支援通所事業</th> <th>げんき応援事業</th> <th>委託料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1,852人</td> <td>4,485人</td> <td>15,498,000円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>2,063人</td> <td>4,797人</td> <td>15,498,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理者 医療法人財団 晓 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで ・利用者数は、新型コロナウイルス感染症による一時的な減少があったものの、自主事業の取組や高齢者人口の増加に伴う対象者の増加もあり、ここ数年増加傾向にある。</p>					延べ利用者数	高齢者生きがい 活動支援通所事業	げんき応援事業	委託料	令和5年度	1,852人	4,485人	15,498,000円	令和6年度	2,063人	4,797人	15,498,000円
延べ利用者数	高齢者生きがい 活動支援通所事業	げんき応援事業	委託料														
令和5年度	1,852人	4,485人	15,498,000円														
令和6年度	2,063人	4,797人	15,498,000円														
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設は、自立した高齢者的心身機能の維持向上などを目的に事業を進めていることから、市の地域包括ケアシステムを構成する一つの施設として位置付けている。 今後、高齢者の増加が見込まれる中で、引き続き、当該施設の位置付けは、重要なものである。 																
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後、高齢者の増加が見込まれる中、当該施設の需要へ対応していく必要がある。 全国的に不足する介護人材の状況を踏まえ、引き続き、その動向を注視しながら、指定管理者の候補者の選定をしていく必要がある。 																

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	現状維持／移転・複合化															
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和11	建替え 又は 長寿命化改修	令和41	長寿命化後の建替え	令和61	(参考)建替え時 築年数 80									
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要としない高齢者向け施設 											
	需要傾向	利用需要上昇傾向				<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い、今後さらに需要が上昇することが予想される。 											
	規模適正度	規模適正				<ul style="list-style-type: none"> ・定員超過による受け入れ拒否などは発生していない。 											
	建物活用	多目的利用検討可能	×		備考												
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○		・指定管理施設であり、ほかのサービスと複合化する場合には配慮が必要である。												
		設置目的と異なる使用状況あり	×														
		単独機能での建物利用が望ましい	△														
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	×														
		投票所機能	×														
		避難所機能	×														
⑦施策との関連性	敷地所有	市有地															
	都市計画法規制	市街化区域				<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域：近隣商業地域 											
	利用圏域	その他				<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域（西部圏域） 											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	広域化可能性	検討不可				<ul style="list-style-type: none"> ・市内高齢者の介護予防のための施設であることから検討していない。 											
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	×		備考												
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	×														
		利用圏域に同種・類似施設はない	○		<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要としない高齢者に対し、送迎、食事付きで生活指導・相談、趣味活動の提供を実施している施設はない。 												
⑨計画実行のスケジュール	関連施策	第2次総合計画の重点施策（p 64） 第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（p 46）															
	説明	第2次総合計画の重点施策である高齢者のフレイル予防のために必要な施設である。															
⑩計画実行に当たっての留意事項	【方向性】		(同時に使う対応)														
	移転・複合化		廃止														
	【再編方針】		(修繕・改修)														
	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。														
⑪計画実行後の課題	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容												
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)												
	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定		-														
	・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討		-														
	・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定		-														
	・五日市センターの建物は、廃止する予定		-														

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-14	所管部署	市民部	五日市出張所	市民総合窓口係
施設分類	大分類 市民文化施設	中分類 集会施設	小分類 その他会館		
施設名称	五日市会館				
所在地	あきる野市五日市412			敷地面積(m ²)	3,218.91
延床面積(m ²)	1,067.8	構造	SRC造	建築年度 昭和34	経過年度 66

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市五日市会館条例 設置目的：福祉の増進と社会教育の振興を図り、市民の生活文化の向上に寄与するため 対象者：あきる野市民等 サービスの概要：式典、発表会、講演会などに使用できるホール、控え室の提供
②事業の現状	・社会教育関係団体等のイベントや各種団体の定期的な活動拠点として使用されている。 ・毎週、定期的に使用する団体はあるものの、令和6年度の施設の使用率は15.4%であり、過去5年の平均使用率も20%に届かない状況となっている。 ・建築後66年を経過しており、老朽化が進んでいる。耐震化の補強工事は実施済みであるが、照明設備、空調設備等も含め施設の維持管理が困難となってきている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・隣接して、五日市地域交流センターと五日市保健センターが位置しており、いずれも老朽化が進んでいる。また、五日市地域交流センターとは、施設の設置目的及び使用する団体が類似しており、使用率も低いことから、将来的には新たな複合施設を整備するなど、合理化を検討する必要がある。
④事業の課題	・五日市会館は、旧五日市町において「町民集会場」として様々な式典やイベント会場として使用してきた経緯があり、愛着を持つ市民がいると考えられるため、施設再編に当たっては、地域住民の意見等に配慮する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・集約化／規模縮小・複合化（新建物）													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成18	建替え又は長寿命化改修	令和8	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数 67							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市内の社会教育関係団体等のイベントや各種団体の定期的な活動拠点として使用されている。市民以外の使用も可能									
	需要傾向	利用需要変化なし				・年度により増減はあるものの、全体的には減少傾向である。新型コロナウイルス感染症の影響が落ち込んだ後は、増加傾向に転じているものの、コロナ禍前の使用水準には戻っていない。									
	規模適正度	規模適正				・小規模のコミュニティ団体等も使用しているが、自治会や小・中学校の式典等の会場として使用されることもあり、規模は適性である。									
	建物活用	多目的利用検討可能		×	備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○											
		設置目的と異なる使用状況あり		×											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○											
		投票所機能		×											
		避難所機能		○											
	敷地所有	一部借地（有償）				・近隣にある類似施設に集約化させた整備の検討が必要である。									
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種中高層住居専用地域									
	利用圏域	広域（複数自治体）				・全国からの参加者で開催される日本山岳耐久レースのゴール地点となっている。また、過去にはあきる野映画祭（旧五日市映画祭）の会場としても使用していた実績がある。									
	広域化可能性	検討可能				・隣接自治体との連携は可能と考える。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	備考										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○											
		利用圏域に同種・類似施設はない		×											
⑦施策との関連性	関連施策	—													
	説明	—													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			(同時に行う対応)											
	規模縮小・複合化			—											
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】			【修繕・改修】											
	・規模縮小し、二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)									
⑪計画実行後の課題	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定 ・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討 ・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定				—										
	—				—										

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-16	所管部署	市民部	五日市出張所	市民総合窓口係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類 集会施設	小分類 その他会館		
施設名称	五日市地域交流センター				
所在地	あきる野市五日市411			敷地面積(m ²)	3,955.79
延床面積(m ²)	2,196.53	構造	RC造	建築年度	昭和58 経過年度 42

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・設置根拠：あきる野市地域交流センターの設置及び管理に関する条例 ・設置目的：あきる野市におけるコミュニティ活動及び社会教育活動の拠点として市民の交流を推進し、地域の活性化を図るため ・対象者：あきる野市民等 ・サービスの概要：式典、発表会、講演会などに使用できるホールの提供及び自治会活動及び趣味やサークルの活動などに使用できる会議室等の提供
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室、研修室及びホールの貸出し施設となっており、毎週、定期的に使用する団体はあるものの、令和6年度の使用率は約25%となっている。また、過去5年の平均使用率は、約20%となっている。 ・主催事業はなく、貸出し施設となっている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	隣接して五日市会館と五日市保健センターが位置しており、いずれも老朽化が進んでいる。また、五日市地域交流センターと施設の設置目的及び使用する団体が類似しており、使用率も低いことから、将来的には新たな複合施設を整備するなど、合理化を検討する必要がある。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・五日市地域交流センターは建築後42年を経過しているが、現時点で、建物の強度的に問題はないと考えられる。空調システム、消防システム、給排水等の設備が老朽化しており、それらを交換するには大規模な改修工事が必要となる可能性がある。 ・壁及び床の亀裂や汚れが目立つようになっている。 ・施設の再編については、利用者や地域住民の理解が必要となる。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	集約化															
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成13	建替え 又は 長寿命化改修	令和25	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 80									
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・市内の自治会や趣味サークル等での利用が多いが、市外団体でも利用可能である。											
	需要傾向	利用需要変化なし				・緩やかな減少傾向をたどりながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、一旦大きく減少したが、コロナ禍後は増加に転じており、施設全体の使用状況は、コロナ禍前の水準に戻りつつある。											
	規模適正度	規模適正				・時間帯によって余剰スペースがあるが、定期的団体等が恒常的に使用するため、規模は適正である。											
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考 ・同地区にある類似施設を含めた複合施設を再編(建替)し、行政サービスの向上を図る。												
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○													
		設置目的と異なる使用状況あり		○													
		単独機能での建物利用が望ましい		×													
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○													
		投票所機能		○													
	敷地所有	避難所機能				・同地区にある類似施設を含めた複合施設を再編(建替)し、行政サービスの向上を図る。											
		一部借地（有償）				・用途地域：第1種中高層住居専用地域											
		市街化区域				・市民総合窓口係の主な利用者は、市内の西側地区的住民だが、貸出し施設は市内のコミュニティ団体も多く利用しており、ホールは市内外からの利用がある。											
	利用圏域	広域（複数自治体）				・隣接自治体（檜原村）との連携は可能と考える。											
	広域化可能性	検討可能				・隣接に類似施設はあるが、地域で交流する場を確保するために必要な施設である。											
⑦施策との関連性	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	備考 ・隣接に類似施設はあるが、地域で交流する場を確保するために必要な施設である。												
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○													
		利用圏域に同種・類似施設はない		○													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	—															
	説明	—															
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】			(同時にを行う対応)													
	集約化			複合化・多機能化													
⑩計画実行に当たっての留意事項	【再編方針】			【修繕・改修】													
	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。													
⑪計画実行後の課題	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容												
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）												
⑫計画実行に当たっての留意事項	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定			-													
	・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討			-													
	・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定			-													

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	G-8		所管部署	市民部	五日市出張所	市民総合窓口係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	保健福祉施設	小分類	
施設名称	五日市保健センター					
所在地	あきる野市五日市414-5			敷地面積(m ²)	1015.39	
延床面積(m ²)	720	構造	RC造	建築年度	平成元	経過年度 36

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市保健相談センターの設置及び管理に関する条例 設置目的：市民の健康と保健衛生の向上を図るため 対象者：あきる野市民等 サービスの概要：講習会や調理実習等に使用できる栄養相談室の提供 健康相談、健康診査、健康増進等の講習・研修会及び予防接種の実施 一般市民への施設の貸出し</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養相談室の貸出し状況は、令和6年度は22件であり、過去5年の平均は約13回となっている。 ・保健相談センターにおける母子保健事業は、月1回の育児相談である。 ・2階講義室、会議室等は、放課後児童健全育成事業「五日市学童クラブ」として使用しており、学童クラブ条例で名称及び位置が規定されている。1階事務室2か所は、「子育てひろばいつかいち」として使用されている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の設置目的以外で恒常的に使用されている状況があり、保健相談センター機能は、事業の一部として実施している状況である。保健相談センターとして実施する事業は、五日市地域交流センターや町内会自治会の会館等で実施可能（既に実施している事業もある）であり、施設の在り方を見直す必要がある。 <p>※市民総合窓口係は施設管理のみを行っている。</p>
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保健相談センターとして設置しているため、用途変更などを行う場合、配慮が必要である。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・集約化・複合化															
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和10	建替え 又は 長寿命化改修	令和31	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 築年数 60									
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・栄養相談室を貸出し施設としている。1階の一部は子育てひろば、2階の一部は学童クラブとして使用している。											
	需要傾向	利用需要変化なし				・学童クラブ及び子育て支援事業に恒常に使用されており、需要に変化はない。											
	規模適正度	規模適正				・恒常に使用されているため、規模は適正である。											
	建物活用	多目的利用検討可能	<input checked="" type="radio"/>														
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	<input checked="" type="radio"/>														
		設置目的と異なる使用状況あり	<input checked="" type="radio"/>														
		単独機能での建物利用が望ましい	<input checked="" type="radio"/>														
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	<input type="checkbox"/>														
		投票所機能	<input checked="" type="radio"/>														
		避難所機能	<input type="checkbox"/>														
	敷地所有	市有地															
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種中高層住居専用地域											
	利用圏域	その他				・日常生活圏域											
	広域化可能性	検討不可				・市の事業に使用すべきと考える。											
⑦施策との関連性	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	<input type="checkbox"/>														
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	<input type="checkbox"/>														
		利用圏域に同種・類似施設はない	<input checked="" type="radio"/>														
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	一															
	説明	一															
	【方向性】			（同時に使う対応）													
	移転・規模縮小・集約化・複合化			一													
	【再編方針】			【修繕・改修】													
	・五日市保健センターの保健相談センター機能は、秋川健康会館とあきる野保健相談所等を集約化・複合化した施設に集約化する。 ・規模縮小し、二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能等を1拠点に集約化・複合化・多機能化			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。													
	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容												
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)												
⑨計画実行のスケジュール																	
⑩計画実行に当たっての留意事項	・二宮考古館・五日市郷土館（郷土館）、五日市図書館、五日市センター、五日市地域交流センター、五日市会館、五日市保健センターの保健相談センター以外の機能を集約化・複合化・多機能化する位置は、「現五日市地域交流センター、現五日市会館及び現五日市保健センターの敷地」を想定 ・市役所五日市出張所の機能は、現状維持しながら、五日市地域交流センターなどの施設全体の再編等に合わせ、位置を検討 ・集約化・複合化・多機能化する施設は、現在の建物の活用・転用、新たな建物の整備を想定			-													
	一			-													
⑪計画実行後の課題																	

菅生交流会館の再編等の考え方

1 概要

菅生交流会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、規模縮小する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に進行対応	
菅生交流会館	規模縮小・集約化 (近隣施設と集約化)	転用 (施設機能の転用)	転用・規模縮小	—	利用実態と利用度を踏まえ、選択肢 1 と 2 を組み合わせた「転用・規模縮小」(施設の機能を転用し、規模縮小)も選択肢として設定し、評価を行いました。その結果、「転用・規模縮小」が、他の選択肢と比較して、「③機能重複の解消の度合い」は低かったものの、「②利便性への影響の度合い」「④コストの低減の度合い」及び「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」の評価が高く、「①床面積の縮減の度合い」についても比較的高い評価となりました。 結果的に、「転用・規模縮小」が、「規模縮小・集約化」「転用」と比べ、総合的に高い評価となったことから、「転用・規模縮小」を再編等の方向性として採用しました。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	G-9		所管部署	健康福祉部	福祉総務課	福祉総務係
施設分類	大分類	保健・福祉施設	中分類	その他福祉施設	小分類	
施設名称	菅生交流会館					
所在地	あきる野市菅生582			敷地面積(m ²)	1,465.42	
延床面積(m ²)	470.37	構造	RC造	建築年度	昭和48	経過年度 52

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市菅生交流会館の設置及び管理に関する条例 設置目的：乳幼児から高齢者までの総合的な福祉の向上及び地域住民の交流活動の推進を図る 対象者：乳幼児から高齢者まで サービスの概要：施設の貸出（会議室・ホール・和室）</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用は地元町内会のほか、市の事業が主であり、選挙投票所や避難所としても利用している。 利用件数、利用収入ともに低調である。 利用件数/収入額：(R6) 115件/5,500円 (利用者意見) 施設入口の看板が設置されているが、分かりにくい。道路が狭く夜間は暗いため、避難所や投票所としての利用には、配慮が必要である。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流活動の場の確保を図る。 利用者が限られており、今後も利用の拡大は難しい状況である。 近隣には他の公共施設がないことを踏まえ、施設機能を転用し規模を縮小する。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流の場の提供を継続しつつ、施設機能の転用を進めるに当たり、施設の設置目的の変更、所管課の移管 維持管理の効率化 宣伝効果の期待、利用者拡大の可能性

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	規模縮小・集約化／転用										
	大規模改修 平成19 長寿命化改修	建替え 又は 長寿命化改修	令和15	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	60					
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・市民以外の利用可能。利用者は受付等の業務を委託している町内会が多く、利用料収入はほとんどない。						
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍に伴い、利用は減少したものの、すでに回復しており、利用はコロナ禍前以上に増えている。ただし、町内会以外の利用は年に2～3件程度。市の利用が年10～20件程度。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・2階（会議室・和室）の利用は極めて少ない。						
	建物活用	多目的利用検討可能	○	・主な利用者（団体）は近隣住民であるが、機能的には学習等併用施設と類似しており、設置場所からも多方面からの利用者（団体）の増加は見込めない。ただし、災害時における指定避難場所となっている。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	×									
		設置目的と異なる使用状況あり	○									
		単独機能での建物利用が望ましい	×									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○									
		投票所機能	○									
	避難所機能	○										
	敷地所有	市有地										
	都市計画法規制	市街化調整区域										
	利用圏域	市全域				・利用状況は近隣地域（町内会）となっている。						
⑦施策との関連性	広域化可能性	検討不可				・利用状況、施設規模等から共同運営等の検討はできない。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	×									
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	○	・利用実態から、機能の転用を検討する必要がある。								
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画 第4章保健福祉分野 第5節地域福祉の推進										
	説明	地域住民の交流活動の拠点となっており、地域の活動等の支援として有用である。										
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】		（同時に使う対応）									
	転用・規模縮小		—									
	【再編方針】		【修繕・改修】									
	・機能を転用し、規模縮小する。		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
	想定実施年度	想定対策内容					想定実施年度	想定対策内容				
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討					令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)				
⑩計画実行に当たっての留意事項	—	—					—	—				
⑪計画実行後の課題	—	—					—	—				

福祉会館（庁舎別館）、旧秋川図書館の再編等の考え方

1 概要

- ・福祉会館（庁舎別館）は、現在の機能を他の公共施設に移転し、廃止する方針を定めます。ただし、現在の全ての機能が移転できない場合には、その機能に合わせて、転用します。
 - ・旧秋川図書館は、倉庫に転用し、規模縮小する方針を定めます。
- ※ 現在の建物に機能が無くなった場合、福祉会館（庁舎別館）の建物は廃止する予定です。
- ※ 旧秋川図書館のシルバー人材センター事務所については別途検討します。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に行う対応	
福祉会館 (庁舎別館)	移転・廃止 (暫定使用である実態に鑑みて、現建物内の各機能を関連施設へ移転し、現建物は更新無し(廃止))		移転・廃止	(転用)	個別施設計画を踏まえ、「移転・廃止」を再編等の方向性としました。 ※ 現在の全ての機能が移転できない場合には、その機能に合わせて、転用します。
旧秋川図書館	転用 (倉庫等の機能に限定して活用)		転用	規模縮小	個別施設計画を踏まえ、「転用」を再編等の方向性としました。 ※ 転用に当たっては、規模縮小します。 ※ 旧秋川図書館のシルバー人材センター事務所については別途検討します。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	H-2		所管部署	総務部	総務課		庶務係
施設分類	大分類	行政系施設	中分類	庁舎等	小分類		
施設名称	福祉会館（庁舎別館）						
所在地	あきる野市二宮350			敷地面積(m ²)		17,559.36	
延床面積 (m ²)	1349.10	構造	RC造	建築年度	昭和48	経過年度	52

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：地方自治法、あきる野市役所の位置を定める条例、あきる野市福祉会館条例</p> <p>設置目的：本庁舎の機能補完を目的とする。（会議室、統計室、せせらぎ教室、教育相談所、学童クラブの設置及びハローワークへの貸出し等）</p> <p>対象者：市民及び市職員等</p> <p>サービスの概要：教育、福祉、統計、就労に特化した行政サービス</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47年に秋川市福祉会館として建築され、市町村合併により平成7年からあきる野市福祉会館となり、現在に至っている。 建築当初はあきる野市福祉会館条例に基づき、福祉を目的とした事業に使用していたが、福祉施設の整備等に伴い、現在はせせらぎ教室、教育相談所、学童クラブ事業、会議室、統計室として使用している。 平成14年から地域住民に対する就職等に関するサービスを提供するため、ハローワークが会議室を使用して業務を行っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉会館（庁舎別館）については、耐震補強改修工事等を行い、施設の延命化を図っている。また、近年では受変電設備、空調設備の更新を行い、施設利用の継続を図っている。 現在のところ、会議室及び事業スペースの確保など、本庁舎の機能を補完する機能を有しており、会議室や事業スペースが不足する場合には、機能の維持は必要である。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 昭和47年の竣工以来51年が経過しているため、耐震補強改修工事等は行われているが全体的に老朽化がみられ、特に屋上、壁面及び給水管は劣化が激しい。また、設備についても交換を要するものが多く存在している状況であり、施設を継続的に利用していくことが困難な状況にある。 現在の使用状況を踏まえ、福祉会館条例の扱いを検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・廃止										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え 又は 長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 75				
	利用対象	市民一般			備考 現在のところ、会議室及び事業スペースの確保など、本庁舎の機能を補完する機能を有しており、会議室や事業スペースが不足する場合には、機能の維持は必要である。							
	需要傾向	利用需要変化なし										
	規模適正度	規模適正										
	建物活用	多目的利用検討可能		×								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×								
		設置目的と異なる使用状況あり		○								
		単独機能での建物利用が望ましい		○								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×								
		投票所機能		×								
		避難所機能		×								
	敷地所有	市有地										
	都市計画法規制	市街化区域										
	利用圏域	広域（複数自治体）										
	広域化可能性	すでに広域化している										
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×								
		利用圏域に同種・類似施設はない		○								
⑦施策との関連性	関連施策	—										
	説明	—										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 移転・廃止			(同時に行う対応) (転用)								
	【再編方針】 ・現在の機能を他の公共施設に移転し、廃止する。			(修繕・改修) ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑩計画実行に当たっての留意事項	・現在の建物に機能が無くなった場合、福祉社会館（庁舎別館）の建物は廃止する。 ・ただし、現在の全ての機能が移転できない場合には、その機能に合わせて、転用する。					—						
	—					—						
⑪計画実行後の課題	—					—						

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	J-7		所管部署	総務部	契約管財課	契約管財係
施設分類	大分類	その他の建築系公共施設	中分類	その他の建築系公共施設	小分類	その他
施設名称	旧秋川図書館					
所在地	あきる野市平沢32			敷地面積(m ²)	1,341.00	
延床面積(m ²)	925.17	構造	RC造	建築年度	昭和47	経過年度 53

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	・普通財産のため事業目的はなし。
②事業の現状	・防災倉庫、文化財倉庫としての活用のほか、公共的団体への無償貸付けを行っている。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・倉庫等の機能に限定して活用する。
④事業の課題	・利用方針が定まった際には、普通財産から行政財産への変更について検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	転用 大規模改修 令和8 長寿命化改修	建替え 又は 令和28 長寿命化後の建替え	（参考）建替え時 築年数 76	
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象				
	需要傾向	利用需要変化なし			
	規模適正度	余剰スペースあり			
	建物活用	多目的利用検討可能	○	備考 ・ 設置目的の定めがない普通財産である。	
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○		
		設置目的と異なる使用状況あり	○		
		単独機能での建物利用が望ましい	×		
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○		
		投票所機能	×		
		避難所機能	×		
	敷地所有	市有地			
	都市計画法規制	市街化調整区域			
	利用圏域	市全域			
	広域化可能性	検討可能			
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	×		
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	×		
		利用圏域に同種・類似施設はない	×		
⑦施策との関連性	関連施策	-			
	説明	-			
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】		(同時に行う対応)		
	転用		規模縮小		
	【再編方針】		【修繕・改修】		
	・倉庫に転用し、規模縮小する。		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。		
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	
				・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)	
⑩計画実行に当たっての留意事項	・旧秋川図書館のシルバー人材センター事務所について別途検討		-		
⑪計画実行後の課題	-		-		

屋城保育園、神明保育園、すぎの子保育園の再編等の考え方

1 概要

- ・屋城保育園、神明保育園については、移転・規模縮小・集約化する方針を定めます。
- ・すぎの子保育園については、「市立保育所「すぎの子保育園」の保育受入れの停止の方針」（令和6年4月1日から園児が不在の年齢の新規の受入れ停止）による在園児数を踏まえ、「廃止」となります。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢は次のとおりです。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容	
			採用した再編等 の方向性	同時に行う対応		
	選択肢 1	選択肢 2				
屋城保育園	移譲 (民間保育園 に移譲)	移転・規模縮 小・集約化 (市立保育園を 存続させる場合 には、全体とし て規模縮小によ り集約化)	移転・規模縮 小・集約化	—	令和4年度以降の保育利用児童数が減少見込みであることを踏まえ、令和4年度に、市立保育園（屋城保育園）の利用定員変更に伴い、市には、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割があることから、市立保育園の定員数の減員により調整することとしました。このため、市立保育園を民間保育園に「移譲」する可能性は低くなりました。 これらのことから、再編等の方向性については、「移転・規模縮小・集約化」としました。	
神明保育園						

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	F-1	所管部署	こども家庭部	保育課	保育係		
施設分類	大分類 子育て支援施設	中分類 幼保・こども園		小分類 保育園			
施設名称	あきる野市立屋城保育園						
所在地	あきる野市二宮東1-12-9			敷地面積(m ²)	1,140.81		
延床面積(m ²)	462.9	構造	RC造	建築年度	昭和46	経過年度	54

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例 設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする。 対象者：1～6才未満（就学前児） サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
②事業の現状	・近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 ・老朽化への対応としては、床修繕やエアコン交換工事など園児の安全を最優先した必要最小限の対策にとどまっており、保育に支障が出ないよう優先順位を決めて実施している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市内民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	・令和7年4月には1歳児の受入れを停止した。また、令和9年4月から2歳児の受入れを停止することとしたところである。引き続き、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、定員調整の検討を進めていく。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	移譲／移転・規模縮小・集約化													
		大規模改修	令和8	建替え 又は長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 間年数 75							
	利用対象	市内特定団体													
	需要傾向	利用需要低下傾向				・市内就学前人口の減少に伴い、利用者数も年々減少している。									
	規模適正度	規模適正				・利用者数は減少しているが、基本的に年齢区分ごとの保育室は必要なため、現状は適正と考える。									
	建物活用	多目的利用検討可能	○												
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○												
		設置目的と異なる使用状況あり	×												
		単独機能での建物利用が望ましい	○												
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	×												
		投票所機能	×												
	機能重複度	避難所機能	×												
		敷地所有	市有地												
		都市計画法規制	市街化区域												
		利用圏域	広域（複数自治体）												
		広域化可能性	検討不可												
		機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	○											
			利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	○											
			利用圏域に同種・類似施設はない	×											
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「子育て支援の充実」 (第4章第2節2-④『子育てしやすい支援体制の充実』)													
	説明	安心して子どもを産み育てることができるよう児童福祉サービスを提供するために必要な施設													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 移転・規模縮小・集約化 （再編方針）			（同時に使う対応） —											
				【修繕・改修】											
	・令和4年度以降の保育利用児童数が減少見込みであることを踏まえ、令和4年度に、市立保育園（屋城保育園）の利用定員変更に伴い、市には、需要（保育を必要とする側）と供給（保育を提供する側）のバランスを調整する役割があることから、市立保育園の定員数の減員により調整することとした。このため、市立保育園を民間保育園に「移譲」する可能性は低くなった。 これらのことから、再編等の方向性については、「移転・規模縮小・集約化」とした。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
	⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
		令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
		—				—									
		—				—									
		—				—									
		—				—									
⑩計画実行に当たっての留意事項	—				—										
	—				—										
⑪計画実行後の課題	—				—										

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	F-2	所管部署	こども家庭部	保育課	保育係
施設分類	大分類 子育て支援施設	中分類 幼保・こども園	小分類 保育園		
施設名称	あきる野市立神明保育園				
所在地	あきる野市瀬戸岡446			敷地面積(m ²)	1,646
延床面積(m ²)	441.15	構造	RC造	建築年度	昭和46 経過年度 54

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例 設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする 対象者：1～6才未満(就学前児) サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。
②事業の現状	・近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 ・老朽化への対応としては、エアコン交換工事やプール排水修繕など園児の安全を最優先した必要最小限の対策にとどまっており、保育に支障が出ないよう優先順位を決めて実施している。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市民民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	・今後、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、定員調整を行う必要があるかの検討を進めていく。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移譲／移転・規模縮小・集約化										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和8	建替え 又は長寿命化改修	令和28	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数 69				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団			備考	・市内就学前人口の減少に伴い、利用者数も年々減少している。						
	需要傾向	利用需要低下傾向				・利用者数は減少しているが、基本的に年齢区分ごとの保育室は必要なため、現状は適正と考える。						
	規模適正度	規模適正				・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
	建物活用	多目的利用検討可能	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		設置目的と異なる使用状況あり	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		単独機能での建物利用が望ましい	○			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		投票所機能	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
		避難所機能	×			・公立保育園は、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように定員調整を行う方針であるが、現在のところ本園についての定員調整は検討中である。						
⑦施策との関連性	敷地所有	全借地（有償）				・用途地域：第一種中高層住居専用地域						
	都市計画法規制	市街化区域				・近隣に民間保育所等が複数あるため、他自治体との共同運営等の必要性はないと考える。						
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	利用圏域	広域（複数自治体）				・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
	広域化可能性	検討不可				・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）	○			・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
⑨計画実行のスケジュール		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）	○			・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
		利用圏域に同種・類似施設はない	×			・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるように、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）						
	—	—			—	—						
⑪計画実行後の課題	—	—			—	—						

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	F-3	所管部署	こども家庭部	保育課	保育係
施設分類	大分類 子育て支援施設	中分類 幼保・こども園	小分類 保育園		
施設名称	あきる野市立すぎの子保育園				
所在地	あきる野市戸倉783			敷地面積(m ²)	1, 308
延床面積(m ²)	276.46	構造	RC造	建築年度	昭和44 経過年度 56

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：児童福祉法、あきる野市保育所条例</p> <p>設置目的：保護者に代わり保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする</p> <p>対象者：1～6才未満（就学前児）</p> <p>サービスの概要：保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 近年の市内就学前人口の減少に伴い、民間保育所を含め定員数を満たせない園が生じてきている状況であり、公立保育園においては特にその傾向が顕著である。また、築年数も経過しており各所で老朽化が進んでいる状況である。 令和6年4月には園児がいない年齢のクラスの受入れを停止し、令和7年4月には5歳児クラスのみとなったことから、令和8年3月をもって閉園する予定である。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 本園を含めた公立保育園の今後の在り方としては、今後、市内就学前人口の減少に伴い保育施設利用者数も減少し、市内民間保育施設の定員数が満たせなくなることが予想されるため、公立保育園の定員数を減らし市内保育施設と利用者の需要と供給のバランス調整を行っていく方針である。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月をもって公立保育園としての事業が終了する予定である。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移譲／移転・規模縮小・集約化										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成24	建替え 又は 長寿命化改修	令和14	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時 築年数 64				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市内特定集団			備考							
	需要傾向	利用需要低下傾向				・市内就学前人口の減少に伴い、利用者数も年々減少している。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・施設の立地上、利用者数は年々減少しており、余剰スペースが生じてきている状態である。						
	建物活用	多目的利用検討可能		×								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×								
		設置目的と異なる使用状況あり		×								
		単独機能での建物利用が望ましい		○								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×								
		投票所機能		×								
	敷地所有	避難所機能		×								
		敷地所有		全借地（有償）								
		都市計画法規制		市街化区域		・用途地域：第一種中高層住居専用地域						
		利用圏域		広域（複数自治体）								
⑦施策との関連性	広域化可能性	検討不可				・近隣に民間保育所等が複数あるため、他自治体との共同運営等の必要性はないと考える。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○		・民間施設でも同様の事業を実施しており、それらの利用率も減少傾向にあることから、市内保育施設全体の需要と供給のバランスを保てるよう、公立保育園で定員調整を行っていく方針である。						
		利用圏域に同種・類似施設はない		×								
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	関連施策	第2次総合計画重点施策テーマ4「子育て支援の充実」 (第4章第2節2-④『子育てしやすい支援体制の充実』)										
	説明	安心して子どもを産み育てることができるよう児童福祉サービスを提供するために必要な施設										
⑨計画実行のスケジュール	【方向性】			(同時に進行対応)								
	廃止			-								
⑩計画実行に当たっての留意事項	【再編方針】			【修繕・改修】								
	・「市立保育所「すぎの子保育園」の保育受入れの停止の方針」（令和6年4月1日から園児が不在の年齢の新規の受入れ停止）による在園児数を踏まえ、廃止とする。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑪計画実行後の課題	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的な手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手法による)						

ふるさと工房五日市の再編等の考え方

1 概要

ふるさと工房五日市は、軍道紙の紙漉き体験などを継続しながら、現在の施設を有効活用するため、多機能化する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢から、再編等の方向性を採用しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容
	選択肢 1	選択肢 2	採用した再編等 の方向性	同時に行う対応	
ふるさと 工房五日 市	転用・多機能化 (施設の立地条件や建物規模を勘案し、現在の機能を転用し、多機能化)	－	多機能化	－	開発許可の要件等から、転用（既存建物を継続使用しつつ、より高い利用ニーズの機能へ転換）は困難であることが明らかとなつたため、「多機能化」を再編等の方向性とします。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-11	所管部署	商工観光部	観光まちづくり推進課	観光まちづくり推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 レクリエーション施設	小分類		
施設名称	ふるさと工房五日市				
所在地	あきる野市乙津671		敷地面積(m ²)	5,833.68	
延床面積(m ²)	1,295.66	構造	S造	建築年度	昭和60
経過年度	38				

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市ふるさと工房五日市の設置及び管理に関する条例</p> <p>目的：市民、観光客等が自然に親しみ、かつ、交流することを通じ、良好な地域社会の形成を図るため</p> <p>対象者：市民及び観光客</p> <p>事業概要：体験事業、販売事業</p>
②事業の現状	<p>・ふるさと工房五日市は、五日市地区の観光拠点づくりの一環として整備された施設であり、以前は、紙漉き体験ができる「軍道紙の家」、陶芸・染色体験ができる「さとの家・陶芸の家」のほか、のぼり窯も併設された施設として運営してきたが、現時点では紙漉き体験のみ実施している状況である。平成21年度以降、軍道紙保存会に軍道紙保存伝承事業を委託し、工芸技術の保存にも取り組んできたが、令和5年度をもって軍道紙保存会による受託が終了することとなった。令和6年度から市の直営により施設の管理・運営を行い、現在、軍道紙の製造技術を伝承する活動の場として小学校の体験学習等の受入れを行うほか、市内小・中学校の卒業証書、各種商品の製造販売などを行っている。</p>
③将来的な事業のあり方（方向性）	<p>・ふるさと工房五日市は、五日市地区の観光拠点づくりの一環として整備された施設であることから、観光まちづくり推進課が施設の管理・運営を行ってきたが、施設の利用者がおおむね学校団体であることから、社会教育施設としての意味合いが強くなっていると考えられる。今後、軍道紙保存伝承事業の位置付けなどを改めて検討していく必要がある。</p>
④事業の課題	<p>・東京都指定無形文化財「軍道紙」の製造技術の伝承、技術を承継する人材の確保・育成が喫緊の課題であるため、文化財に関する事務を所管する生涯学習推進課と連携を図りながら取り組んでいく必要がある。</p>

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	転用・多機能化											
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成18	建替え又は長寿命化改修	令和27	長寿命化後の建替え	令和47	(参考)建替え時 築年数	80				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	地域振興（観光など）				備考	・市民、観光客等が自然に親しみ、かつ、交流することを目的とした施設である。						
	需要傾向	利用需要変化なし					・学校団体による体験学習等の利用が多い。						
	規模適正度	余剰スペースあり					・現在、陶芸・染色体験事業は行っておらず、規模を縮小して運営している。						
	建物活用	多目的利用検討可能		○	・現在、陶芸・染色体験を実施していた「さとの家・陶芸の家」は、小学校の体験学習や団体客への受入時などに使用している状況である。また、災害時における緊急避難場所及び避難所として使用されている。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		×									
		設置目的と異なる使用状況あり		×									
		単独機能での建物利用が望ましい		○									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×									
		投票所機能		×									
		避難所機能		○									
⑦施策との関連性	敷地所有	一部借地（有償）											
	都市計画法規制	市街化調整区域											
	利用圏域	広域（複数自治体）					・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。						
	広域化可能性	すでに広域化している					・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○	・紙漉き体験ができる類似施設はあるが数は少なく、東京都指定無形文化財としては唯一の施設である。								
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×									
		利用圏域に同種・類似施設はない		×									
⑨計画実行のスケジュール	関連施策	第2次総合計画まちづくりテーマ5「住み続けたい魅力的なまち」（第2章第3節3—⑤『観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進』）											
	説明	東京都指定無形文化財である軍道紙の歴史的・文化的価値を考慮し、地域資源の一環として総合的・多角的なPRを行うものと位置付けられている。											
⑩計画実行に当たっての留意事項	【方向性】		(同時に応用)										
	多機能化		-										
⑪計画実行後の課題	【再編方針】		【修繕・改修】										
	・軍道紙の紙漉き体験などを継続しながら、現在の施設を有効活用するため、多機能化する。開発許可の要件等から、転用（既存建物を継続使用しつつ、より高い利用ニーズの機能へ転換）は困難であることが明らかとなつたため、「多機能化」を再編などの方向性とした。		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。										
⑫計画実行年度	想定実施年度	想定対策内容				想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討				令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）						
⑬計画実行後の課題	-				-				-				

小宮会館と小宮ふるさと自然体験学校の再編等の考え方

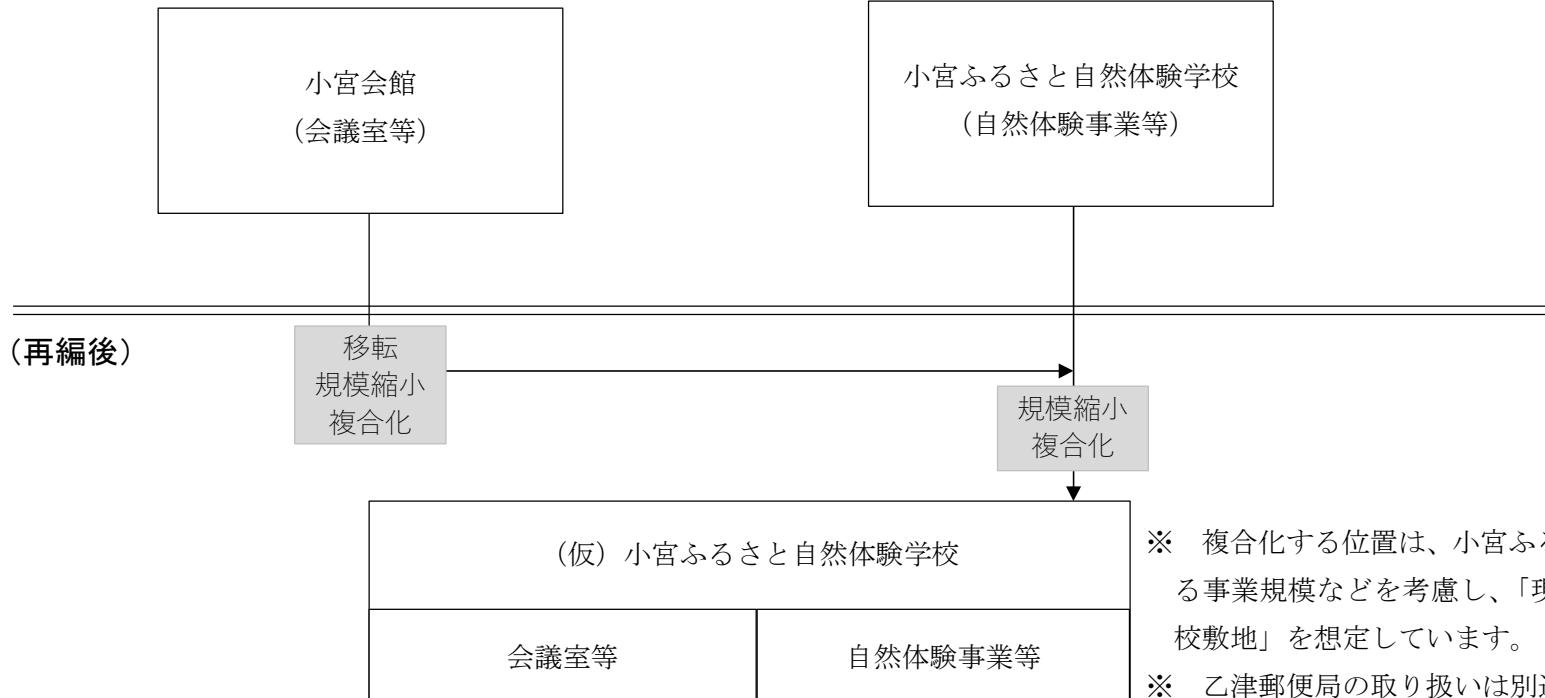
1 概要

小宮会館を小宮ふるさと自然体験学校に移転し、規模縮小・複合化する方針を定めます。

- ※ 複合化する位置は、小宮ふるさと自然体験学校における事業規模などを考慮し、「現小宮ふるさと自然体験学校敷地」を想定しています。
- ※ 乙津郵便局の取り扱いは別途検討します。
- ※ 現在の小宮会館の建物については別途検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



- ※ 複合化する位置は、小宮ふるさと自然体験学校における事業規模などを考慮し、「現小宮ふるさと自然体験学校敷地」を想定しています。
- ※ 乙津郵便局の取り扱いは別途検討します。

3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画（案）		
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時にを行う対応	理由など
小宮会館	移転・規模縮小・複合化（近隣の小宮ふるさと自然体験学校の既存建物に小宮会館の機能を移転し、規模縮小して複合化）	移転・規模縮小・複合化（新建物）（小宮ふるさと自然体験学校と小宮会館の機能を複合化した建物を新たに設置（両施設とも規模縮小））	移転・規模縮小・複合化	—	「移転・規模縮小・複合化」が「移転・規模縮小・複合化（新建物）」と比較して、「④コストの低減の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 乙津郵便局の取扱いは別途検討します。 ※ 現在の建物については別途検討します。
小宮ふるさと自然体験学校	規模縮小（使用実態に合わせて維持管理の範囲を縮小する（建物更新前の対策））	規模縮小・複合化（新建物）（小宮ふるさと自然体験学校と小宮会館の機能を複合化した建物を新たに設置（両施設とも規模縮小））	規模縮小・複合化	—	「規模縮小・複合化」が「規模縮小」と比較して、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が総じて高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化の手法（新建物とするかなど）は別途検討します。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-10	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類 コミュニティ会館	
施設名称	小宮会館				
所在地	あきる野市乙津1997			敷地面積(m ²)	479.03
延床面積(m ²)	268.19	構造	RC造	建築年度 昭和60	経過年度 40

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市コミュニティ会館条例</p> <p>設置目的：地域住民の連帯意識を高め、生活文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>対象者：限定しない。</p> <p>サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に利用する団体は限定的であり、利用件数は少ない。 利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 令和6年3月25日から会館1階の左半分（旧図書館使用部分）を乙津郵便局に貸している。（5年更新） 令和7年7月から敷地内に自動販売機を設置している。（3年契約） 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 立地から、会館利用者は地域の方が中心である。既に地域住民の高齢化率は高く、今後も更に高齢化が進む中、高齢者にとって利用しやすく、生涯にわたって学びやコミュニティ活動などが行える環境を整えた場所を確保する。 利用申請のデジタル化と電子決済を導入し、利用者の利便性の向上、管理人の貸出業務の負担軽減、職員の納入事務処理の負担軽減を図る。 1階右側空きスペースの民間利用など、施設の有効活用を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（エレベーターの設置などバリアフリー化） 会館の管理業務の効率化（デジタル化の推進等） 施設の複合的活用の推進 施設の老朽化 借地部分の解消

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・複合化／移転・規模縮小・複合化（新建物）												
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和6	建替え 又は長寿命化改修	令和27	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時築年数 60						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能								
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・一般利用はほとんどなく、免除団体の利用が多い。コロナ禍のため利用件数が減少したが、その後、回復傾向を示している。								
	規模適正度	余剰スペースあり				・1階会議室は選挙の時のみ使用 ・1階の旧五日市図書館小宮分室のスペースには、令和6年3月25日に乙津郵便局が開局した。								
	建物活用	多目的利用検討可能		<input type="radio"/>		・指定緊急避難場所として登録されている。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		<input type="radio"/>		・1階の旧五日市図書館小宮分室の部分を乙津郵便局に貸している。								
		設置目的と異なる使用状況あり		<input type="radio"/>		・								
		単独機能での建物利用が望ましい		<input checked="" type="checkbox"/>		・								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		<input type="radio"/>		・								
		投票所機能		<input type="radio"/>		・								
		避難所機能		<input type="radio"/>		・								
	敷地所有	一部借地（有償）				・								
	都市計画法規制	市街化調整区域				建蔽率・容積率：40%／80%								
	利用圏域	市全域				・								
	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。								
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		<input checked="" type="checkbox"/>		・近隣に自治会の会館がある。（寺岡・軍道）								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		<input type="radio"/>		・市内に、学習等供用施設及びコミュニティ会館が13施設（小宮会館を含む）ある。 ・小宮ふるさと自然体験学校と隣接する。								
		利用圏域に同種・類似施設はない		<input checked="" type="checkbox"/>		・								
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」												
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。												
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 移転・規模縮小・複合化		(同時に進行対応)											
	【再編方針】 ・小宮会館を小宮ふるさと自然体験学校に移転し、規模縮小・複合化		【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合化する位置は、小宮ふるさと自然体験学校における事業規模などを考慮し、小宮ふるさと自然体験学校敷地を想定 ・複合化の手法（新建物とするかなど）を別途検討 ・乙津郵便局の取扱いは別途検討 ・現在の小宮会館の建物については別途検討				-									
	⑪計画実行後の課題				-									

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-12	所管部署	環境農林部	環境政策課	環境の森推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 レクリエーション施設		小分類	
施設名称	小宮ふるさと自然体験学校				
所在地	あきる野市乙津1984			敷地面積(m ²)	5,903.88
延床面積(m ²)	2,114.00	構造	RC造	建築年度	昭和39 経過年度 61

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>(設置根拠) ・あきる野市小宮ふるさと自然体験学校の設置及び管理に関する条例</p> <p>(設置目的) ・子どもたちを中心に自然とのふれあいや環境学習の場を提供することにより、心豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化を図るため。</p> <p>(事業内容) ・自然体験に関すること。 ・自然環境に係る展示に関すること。 ・施設の貸出しに関すること。</p>
②事業の現状	<p>事業開始の平成24年度から令和6年度までの平均利用者数は、年間約4,900人である。この期間中において、最多利用者数は平成27年度の6,452人で、最少利用者数は令和2年度の2,825人である。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度以前の平均利用者数は年間約5,400人であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度から令和4年度まででは、年間約3,700人に減少した。新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度以降の平均利用者数は年間約4,500人で回復傾向となった。</p> <p>当施設は小学校施設を転用したものであり、築60年が経過しているため、各所に経年劣化による損耗が見られる。施設点検等で特に緊急性があると指摘があったものについては修繕等で対応している。</p>
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・小宮ふるさと自然体験学校は、旧小宮小学校の閉校に伴い、地域との話合いを踏まえ、現在の利活用に至っている。また、当該施設で行う自然体験事業は、環境基本計画に位置付け、自然体験事業を通じて、次世代を担う子どもたちの育成に取り組んでいる。 ・これまでの経緯を踏まえ、今後も、当該施設の立地環境を生かして事業を継続する。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の管理、補修

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	規模縮小／規模縮小・複合化（新築物）										
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成22	建替え又は長寿命化改修	令和12	長寿命化後の建替え	一	(参考)建替え時築年数 66				
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・市民に限らず市外の方、団体が利用可能である。						
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響から一時的に需要は減ったが、現在は増加傾向に転じている。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・使用率が低い教室等については、有効活用できる可能性がある。（改修等が必要となる可能性あり）						
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・環境教育や自然体験事業においては、展示室、校庭、体育館などを利用するが、利用されていない時間等を有効活用できる可能性はある。						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○		・設備の老朽化が進んでいる。						
		設置目的と異なる使用状況あり		×								
		単独機能での建物利用が望ましい		×								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×								
		投票所機能		×								
		避難所機能		○								
	敷地所有	市有地										
	都市計画法規制	市街化調整区域										
	利用圏域	その他				・施設の性格上、自然環境が条件となるため、市内には当該施設1か所あればよい。						
	広域化可能性	検討不可				・市外の利用者も受入れており、近隣自治体が共同運営するメリットはないと思われる。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		×								
		利用圏域に同種・類似施設はない		○		・自然環境、立地条件を活用した事業を実施している施設であり、周辺には類似施設はない。						
⑦施策との関連性	関連施策	あきる野市環境基本計画 生物多様性あきる野戦略 あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画										
	説明	環境教育及び自然体験における重要な役割を担っている。										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 規模縮小・複合化 【再編方針】 ・小宮会館を小宮ふるさと自然体験学校に移転し、規模縮小・複合化する。			【同時に行う対応】 一 【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
⑨計画実行のスケジュール	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合化する位置は、小宮ふるさと自然体験学校における事業規模などを考慮し、「現小宮ふるさと自然体験学校敷地」を想定 ・複合化の手法（新築物とするなど）は別途検討					-						
	-					-						
⑪計画実行後の課題	-					-						

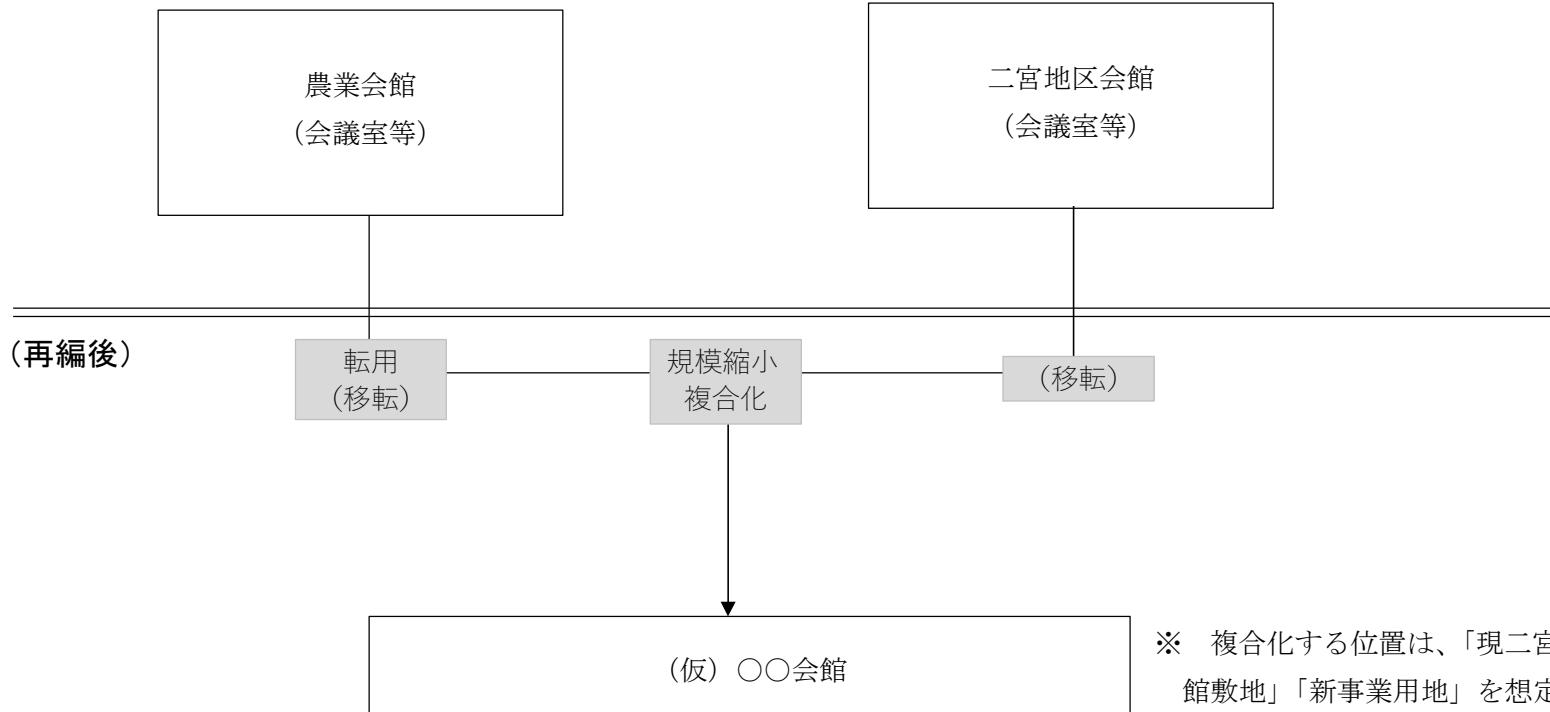
1 概要

農業会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、二宮地区会館と農業会館を規模縮小・複合化する方針を定めます。

- ※ 複合化する位置は、「現二宮地区会館敷地」「現農業会館敷地」「新事業用地」を想定し、今後検討していきます。
 - ※ 複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物については別途検討します。
 - ※ 複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画（案）		
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時に進行対応	理由など
農業会館	転用・移転・規模縮小・複合化 (利用実態に合わせて施設を転用し、移転・複合化)	転用・規模縮小 (利用実態に合わせて施設を転用し、単独で規模縮小)	転用・(移転・) 規模縮小・複合化	-	「転用・(移転・) 規模縮小・複合化」が「転用・規模縮小」と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討します。
二宮地区会館	移転・規模縮小 (近隣に集約可能な施設がないため、移転して単独で規模縮小)	規模縮小 (現所在にて単独で規模縮小)	(移転・) 規模縮小・複合化	-	農業会館との複合化も視野に入れ、「(移転・) 規模縮小・複合化」(近隣の複合可能な施設に移転し、規模縮小・複合化) も選択肢として設定し、評価を行いました。 その結果、「(移転・) 規模縮小・複合化」が、他の選択肢と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が「規模縮小」より低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物については別途検討します。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	E-2	所管部署	環境農林部	農林課	農政係
施設分類	大分類	産業系施設	中分類	産業系施設	小分類
施設名称	農業会館				
所在地	あきる野市平沢300-1、2		敷地面積(m ²)		863.87
延床面積(m ²)	400.77	構造	RC造	建築年度	昭和55 経過年度 41

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市農業会館の設置及び管理に関する条例 設置目的：農業経営の安定、農業生活の向上及び住民福祉の増進に寄与するため。 対象者：市民
②事業の現状	・ 設置目的である農業関係での使用は、秋川ファーマーズセンターで行われているため、農業会館における農業関係の利用は、現在ほとんどない。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・ 市民が自由に集うことにより、交流の場やつながりの場の確保を図る。 近隣にある、関連する公民館施設と連携し、一体的・連続的なサービスの提供を図る。
④事業の課題	・ 農業関係者の施設の利用状況が現状はほとんどなく、市民の利用も多くはない。 (公共施設の再編等が必要ではないか)

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	転用・移転・規模縮小・複合化／転用・規模縮小															
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成26	建替え 又は 長寿命化改修	令和22	長寿命化後の建替え	令和42	(参考)建替え時 築年数 80									
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般				・設置当初は農業者及び地域住民としていたが、現在は東秋留地域の市民等											
	需要傾向	利用需要低下傾向				・東秋留地域の各種団体が様々な形での利用がある。コロナ禍に利用が減少し、コロナ禍後は回復しているものの、コロナ禍前の半分程度の水準である。											
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり															
	建物活用	多目的利用検討可能		<input type="radio"/>													
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		<input type="radio"/>													
		設置目的と異なる使用状況あり		<input type="radio"/>													
		単独機能での建物利用が望ましい		<input checked="" type="radio"/>													
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		<input type="radio"/>													
		投票所機能		<input type="radio"/>													
		避難所機能		<input type="radio"/>													
	敷地所有	市有地															
	都市計画法規制	市街化調整区域															
	利用圏域	市全域				市全域を対象としているが、実態は東秋留地区の団体等											
	広域化可能性	検討不可															
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		<input type="radio"/>													
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		<input type="radio"/>													
		利用圏域に同種・類似施設はない		<input checked="" type="radio"/>		・現状、東秋留地域の市民等の使用に留まっている。近隣には同様の施設もあり利用率は低い。これらのことから施設の用途を変更し、広く周知し利用率を高めるのか、規模の縮小・複合化等。											
⑦施策との関連性	関連施策																
	説明																
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			（同時に使う対応）													
	転用・（移転・）規模縮小・複合化			-													
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】			【修繕・改修】													
	・農業会館は、利用実態に合わせて機能を転用し、二宮地区会館と農業会館を規模縮小・複合化する。			・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。													
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容												
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）												
⑪計画実行後の課題	・複合化する位置が「現二宮地区会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の農業会館の建物については別途検討			-													
	-			-													

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-1		所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類	学習等供用施設
施設名称	二宮地区会館					
所在地	あきる野市二宮1151			敷地面積(m ²)		730.04
延床面積(m ²)	531.11	構造	RC造	建築年度	昭和47	経過年度 53

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：市民生活の安定、文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 対象者：限定しない。 サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に利用する団体が多い。また、町内会・自治会の会議、市の事業や祭礼でも利用されている。 エレベーターを設置しているため、高齢者でも2階集会室等の利用が容易である。 利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。
③将来的な事業のあり方(方向性)	<ul style="list-style-type: none"> 今後、更に高齢化が進む中で、高齢者を含めた利用者が利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上や町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。 地域の町内会・自治会と連携し、地元の会館を含め施設の活用を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（和室のフローリング化（机と椅子での施設利用が出来る）などのバリアフリー化） 会館の管理業務の効率化（デジタル化の推進等） 施設の老朽化 借地の解消（購入又は代替地へ移転を検討する必要がある。） 車両アクセス性（入口狭小、駐車スペースの確保）

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小／規模縮小													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成18	建替え 又は 長寿命化改修	令和14	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60							
	利用対象	市民一般				・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能									
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・令和元年度は外壁等改修工事、令和2～4年度はコロナのために大きく減少し、コロナ禍後は増加傾向にあり、コロナ禍前の75%の水準まで戻っている。									
	規模適正度	余剰スペースあり				・利用団体がニーズに合わせて部屋を選択し活動している。使用頻度は少ないものの、全ての部屋の利用がある。									
	建物活用	多目的利用検討可能		○	備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		△											
		設置目的と異なる使用状況あり		×											
		単独機能での建物利用が望ましい		×											
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○											
		投票所機能		×											
		避難所機能		○											
	敷地所有	全借地（有償）													
	都市計画法規制	市街化区域				・第一種低層住居専用地域に指定されている。									
	利用圏域	広域（複数自治体）													
	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。									
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		○	備考										
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○											
		利用圏域に同種・類似施設はない		×											
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」													
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。													
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 (移転)・規模縮小・複合化			(同時に行う対応) —											
	【再編方針】 ・二宮地区会館と農業会館を複合化し、規模を縮小する。			【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容									
	令和8年度以降	・複合化する位置の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手法による)									
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合化する位置は、「現二宮地区会館敷地」「農業会館敷地」「新事業用地」を想定 ・複合化する位置が「現農業会館敷地」「新事業用地」となった場合、現在の二宮地区会館の建物について別途検討				—										
	⑪計画実行後の課題				—										

戸倉会館と秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」の再編等の考え方

1 概要

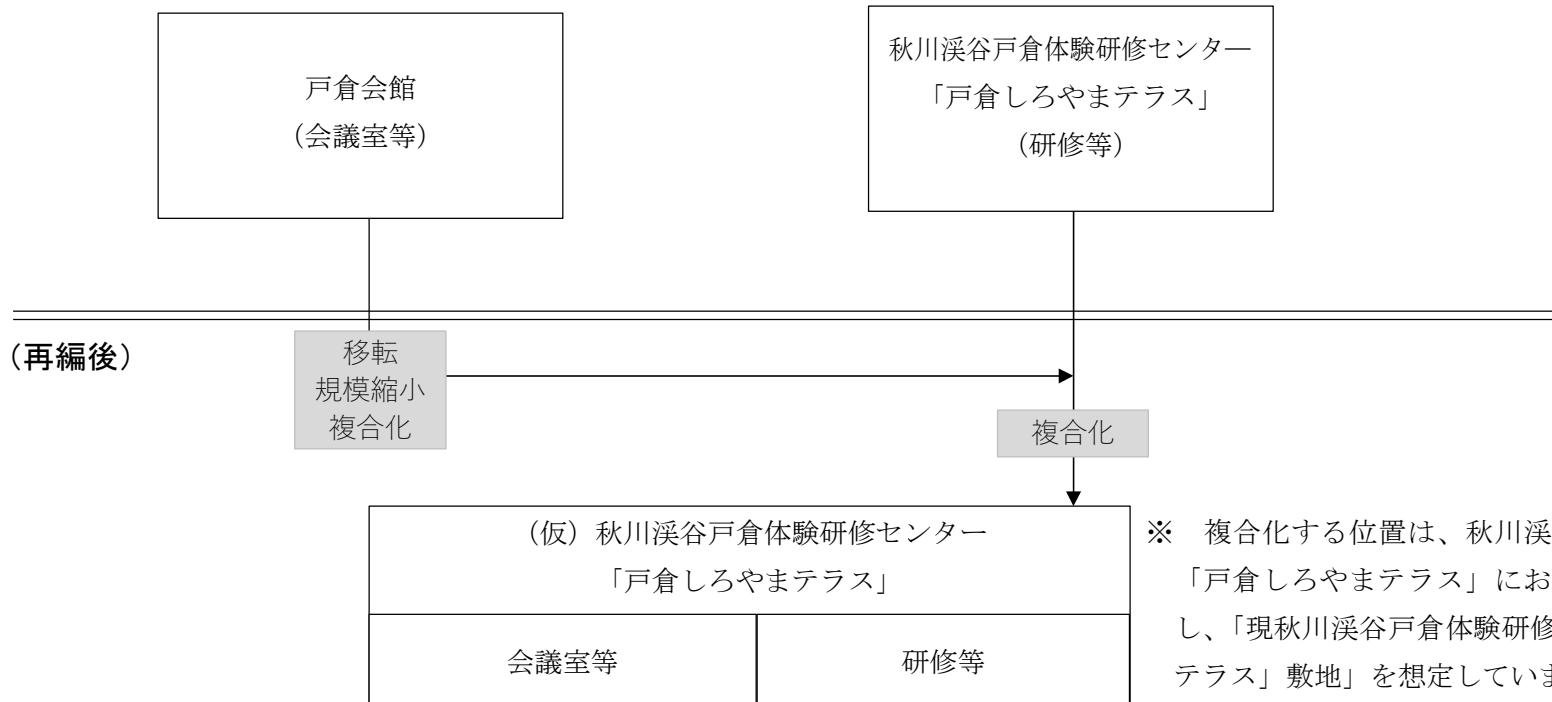
戸倉会館を秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」に移転し、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」を規模縮小・複合化する方針を定めます。

※ 複合化する位置は、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」における事業規模などを考慮し、「秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」敷地」を想定しています。

※ 現在の戸倉会館の建物については別途検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



※ 複合化する位置は、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」における事業規模などを考慮し、「現秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」敷地」を想定しています。

3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画（案）		
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時にう対応	理由など
戸倉会館	移転・規模縮小・複合化 (近隣の秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」の既存建物に戸倉会館の機能を移転し、規模縮小して複合化)	移転・規模縮小・複合化（新建物） (秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」と戸倉会館の機能を複合化した建物を新たに設置（両施設とも規模縮小）)	移転・規模縮小・複合化	—	「移転・規模縮小・複合化」が「移転・規模縮小・複合化（新建物）」と比較して、「④コストの低減の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 現在の戸倉会館の建物については別途検討します。
秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」	複合化 (近隣の戸倉会館の機能を移転させ、複合化)	移転・規模縮小・複合化（新建物） (秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」と戸倉会館の機能を複合化した建物を新たに設置（両施設とも規模縮小）)	複合化	—	「複合化」と「移転・規模縮小・複合化（新建物）」を比較したところ、「複合化」は「④コストの低減の度合」の評価が高く、「移転・規模縮小・複合化（新建物）」は「①床面積の縮減の度合い」の評価が高く、結果的に同等の評価となりました。しかしながら、長寿命化改修の時期（R26）までに期間があることから、「複合化」を再編等の方向性として採用しました。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-11	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類 集会施設	小分類 コミュニティ会館		
施設名称	戸倉会館				
所在地	あきる野市戸倉133-4			敷地面積(m ²)	496
延床面積(m ²)	282.44	構造	RC造	建築年度 平成元	経過年度 36

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市コミュニティ会館条例 設置目的：地域住民の連帯意識を高め、生活文化の向上を図ることを目的とする。 対象者：限定しない。 サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。
②事業の現状	・一般団体で定期的に利用している団体はなく、利用件数は少ない。主な利用は、自治会や地元団体による会議等である。 ・利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・今後、更に高齢化が進む中で、全ての利用者に利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（自治会）の活動の場を確保する。 ・利用申請のデジタル化と電子決済を導入し、利用者の利便性向上や管理人の貸出業務の負担軽減、職員の納入事務処理の負担軽減を図る。 ・令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。
④事業の課題	・高齢者が利用しやすい施設への改修（エレベーターの設置、和室のフローリング化（机と椅子での施設利用が出来る）などのバリアフリー化） ・会館の管理業務の効率化（デジタル化の推進等） ・施設の老朽化

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・複合化／移転・規模縮小・複合化（新建物）												
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	令和10	建替え 又は 長寿命化改修	令和31	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 60						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能。								
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・コロナ禍のため減少したが、徐々に回復し、令和6年度はコロナ禍前の水準に戻っている。一般利用者の利用はほとんどなく、免除団体の利用が多い。								
	規模適正度	余剰スペースあり				・利用団体がニーズに合わせて部屋を選択している。使用頻度は少ないものの、全ての部屋の利用がある。								
	建物活用	多目的利用検討可能		<input type="radio"/>		・指定緊急避難場所として登録されている。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		<input type="radio"/>		・								
		設置目的と異なる使用状況あり		<input type="checkbox"/>		・								
		単独機能での建物利用が望ましい		<input type="checkbox"/>		・								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		<input type="radio"/>		・市民以外の利用も可能としている。								
		投票所機能		<input type="radio"/>		・近隣に町内会・自治会の会館がある。								
		避難所機能		<input type="radio"/>		・市内に、学習等供用施設及びコミュニティ会館が13施設（戸倉会館を含む）ある。								
	敷地所有	市有地				・秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」と隣接している。								
	都市計画法規制	市街化調整区域				・								
	利用圏域	市全域				・								
	広域化可能性	すでに広域化している				・								
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		<input type="radio"/>		・								
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		<input type="radio"/>		・近隣に町内会・自治会の会館がある。								
		利用圏域に同種・類似施設はない		<input type="checkbox"/>		・市内に、学習等供用施設及びコミュニティ会館が13施設（戸倉会館を含む）ある。								
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1 「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1 「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」												
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。												
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】		(同時に進行対応)											
	移転・規模縮小・複合化		廃止											
	【再編方針】		【修繕・改修】											
⑨計画実行のスケジュール	・戸倉会館を秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」に移転し、規模縮小・複合化				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。									
	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)								
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合化する位置は、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」における事業規模などを考慮し、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」の既存建物に戸倉会館機能を移転 ・現在の戸倉会館の建物については別途検討				-									
	⑪計画実行後の課題				-									

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-13	所管部署	商工観光部	観光まちづくり推進課	観光まちづくり推進係
施設分類	大分類 スポーツ・レクリエーション施設	中分類 レクリエーション施設	小分類		
施設名称	秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」				
所在地	あきる野市戸倉325			敷地面積(m ²)	9,938.73
延床面積(m ²)	2,834.00	構造	RC造	建築年度	昭和59
経過年度	40				

計画期間	令和8(2026)年度～令和17(2035)年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市戸倉体験研修センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>目的：あきる野が誇る自然、歴史、文化等の地域資源を活用した体験の場及び企業、学校等が行う研修の場を提供することにより、将来を担う子どもたちを中心に多様な人材を育成するとともに、地域の活性化を図るため。</p> <p>対象者：市民及び観光客</p> <p>事業概要：体験事業、宿泊事業、飲食事業、展示事業、貸出事業</p>
②事業の現状	・秋川渓谷観光の拠点施設として、観光客が快適に楽しく過ごせるよう、施設の適正な維持管理・整備を進めている。また、指定管理者が施設の維持管理、施設の貸出、体験研修、宿泊事業、飲食事業及び展示事業を実施し、市との協働による観光推進や地域活性化等を図っている。
③将来的な事業のあり方(方向性)	・滞在型観光施設として、企業や学校などに体験・研修の場を提供することで地域活性化を図っていく。
④事業の課題	・建物や設備等の老朽化が顕著であることから、利用者に快適かつ安全・安心なサービスを提供するために適宜対応していく必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	複合化／移転・規模縮小・複合化（新建物）													
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成27	建替え 又は 長寿命化改修	令和26	長寿命化後の建替え	令和46	(参考)建替え時 築年数 80							
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	地域振興（観光など）				・自然や文化等の地域資源を活用し、地域の活性化を計ることを目的とした滞在型観光施設である。									
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・体験、宿泊、飲食、展示及び貸出の全ての部門において利用者数が増加していることから、利用需要は上昇傾向にあると考える。									
	規模適正度	規模適正				・旧小学校施設を活用した滞在型観光施設であり、校舎や体育館、校庭を研修等に使用している。									
	建物活用	多目的利用検討可能	○		備考										
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	△												
		設置目的と異なる使用状況あり	×												
		単独機能での建物利用が望ましい	○												
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	×												
		投票所機能	×												
		避難所機能	○												
	敷地所有	一部借地（有償）													
	都市計画法規制	市街化調整区域													
	利用圏域	広域（複数自治体）				・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。									
	広域化可能性	すでに広域化している				・広域からの観光客等の利用を見込んでいる。									
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画まちづくりテーマ5「住み続けたい魅力的なまち」（第2章第3節3-①『観光拠点の魅力アップ整備の推進』）													
	説明	第2次総合計画で掲げる施策推進のために必要な施設である。													
		【方向性】		(同時に使う対応)											
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方		複合化		-											
		【再編方針】		【修繕・改修】											
		・戸倉会館を秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」に移転し、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」を規模縮小・複合化する。		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容		想定実施年度	想定対策内容										
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討		令和8年度以降	・未定（再編等の方向性に沿った具体的手法による）										
⑩計画実行に当たっての留意事項	・複合化する位置は、秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」における事業規模などを考慮し、「秋川渓谷戸倉体験研修センター「戸倉しろやまテラス」敷地」を想定				-										
⑪計画実行後の課題	-				-										

代継会館と千代里会館の再編等の考え方

1 概要

代継会館を千代里会館に移転し、規模縮小・集約化する方針を定めます。

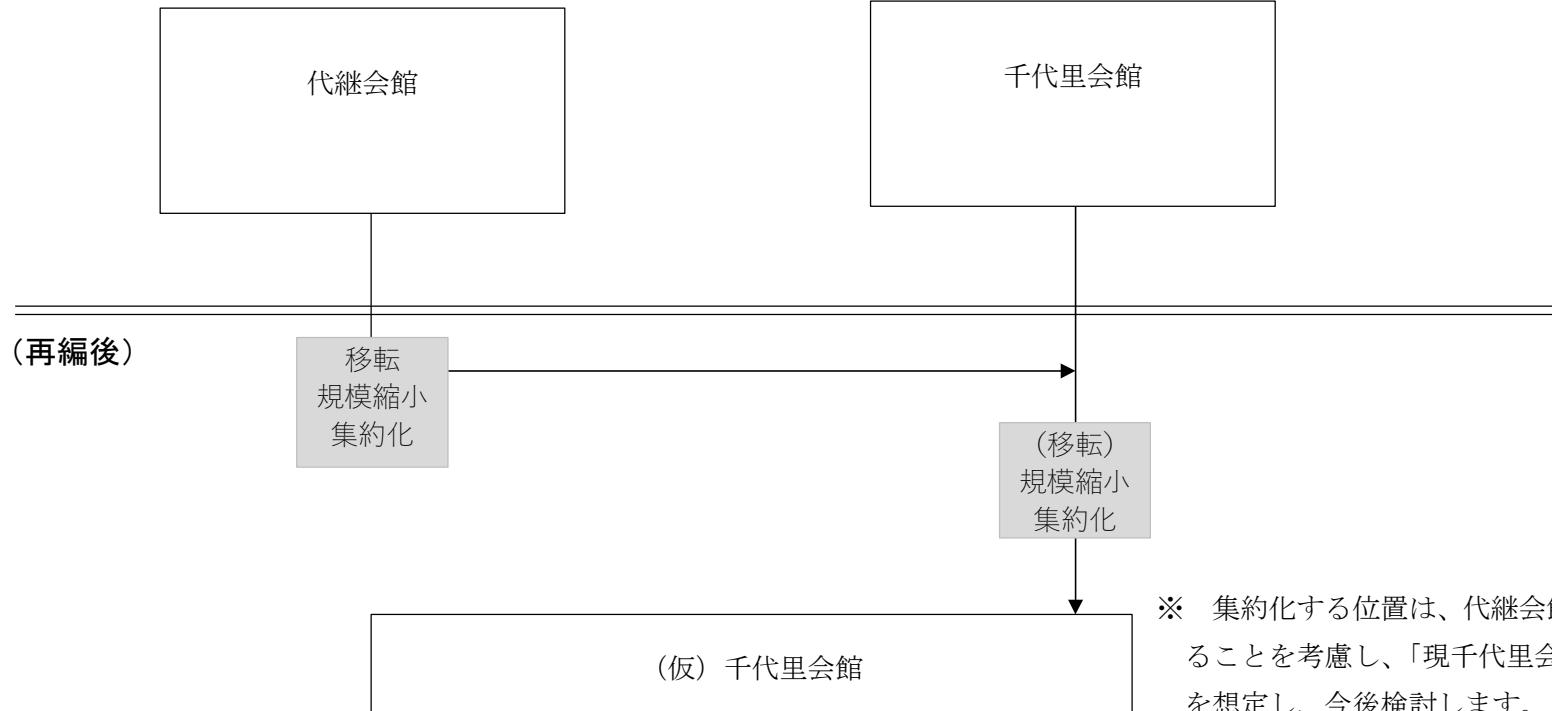
※ 集約化する位置は、代継会館敷地が浸水想定区域であることを考慮し、「現千代里会館敷地」か「新事業用地」を想定し、今後検討していきます。

※ 現在の代継会館の建物については別途検討します。

※ 集約化する位置が新事業用地となった場合、現在の千代里会館の建物については別途検討します。

2 再編等のイメージ

(現状)



※ 集約化する位置は、代継会館敷地が浸水想定区域であることを考慮し、「現千代里会館敷地」か「新事業用地」を想定し、今後検討します。

3 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画を基に再編等の方向性の選択肢を設定し、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画（案）		
	選択肢 1	選択肢 2	採用した 再編等の方向性	同時に進行対応	理由など
代継会館	移転・規模縮小・集約化 (浸水想定区域内に位置するため、近隣施設と規模縮小して集約化)	移転・規模縮小 (浸水想定区域内であるため、新たな市有地を確保して移転し、単独で規模縮小)	移転・規模縮小・集約化	—	「移転・規模縮小・集約化」が「移転・規模縮小」と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 現在の代継会館の建物については別途検討します。
千代里会館	移転・規模縮小・集約化 (規模縮小して近隣施設と集約化)	規模縮小 (現所在にて単独で規模縮小)	(移転・)規模縮小・集約化	—	「(移転・)規模縮小・集約化」が「規模縮小」と比較して、「②利便性への影響の度合い」の評価が低かったものの、「①床面積の縮減の度合い」「③機能重複の解消の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。 ※ 集約化する位置が新事業用地となった場合、現在の千代里会館の建物については別途検討します。

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-12	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化施設	中分類 集会施設	小分類 コミュニティ会館		
施設名称	代継会館				
所在地	あきる野市下代継693-1		敷地面積(m ²)	650.92	
延床面積(m ²)	190.7	構造	RC造	建築年度 昭和48	経過年度 52

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	設置根拠：あきる野市コミュニティ会館条例 設置目的：地域住民の連帯意識を高め、生活文化の向上を図ることを目的とする。 対象者：限定しない。 サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。
②事業の現状	・下代継町内会が町内会の会館として利用しており、ほとんどの利用が地元町内会や地元団体である。また、一般団体で定期的に利用している団体はなく、利用件数は少ない。 ・令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。 ・利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 ・本施設は、元々、老人福祉法に基づく施設「福寿園」として設置されたが、平成13年に所管換により、コミュニティ会館「代継会館」として運用開始となった。 ・施設川側南東部に観光トイレ設置。非課税地のため敷地の分筆は行っていない。 ・旧耐震基準施設だが、耐震診断の結果、構造耐震判定指標を上回っている。
③将来的な事業のあり方（方向性）	・今後、更に高齢化が進む中で、全ての利用者に利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 ・利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上、町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。
④事業の課題	・高齢者が利用しやすい施設への改修（和室のフローリング化（机と椅子での施設利用ができる）などのバリアフリー化） ・会館の管理・貸出業務の効率化（デジタル化の推進等） ・施設の老朽化 ・利用件数も少なく利用者も限られていて、またハザードマップ上浸水区域内であるため、近くにある千代里会館への統合を検討する必要がある。

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	移転・規模縮小・集約化／移転・規模縮小 大規模改修 令和8年 長寿命化改修 令和28年 長寿命化後の建替え 一 (参考)建替え時 築年数 73										
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能						
	需要傾向	利用需要低下傾向				・一般利用はほとんどなく、免除団体の利用が多い。コロナ禍に利用が減少したが、その後、回復傾向にあり、コロナ禍前の60%まで回復している。						
	規模適正度	余剰スペースあり				・入浴設備があるが、現在は使用していない。						
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・指定緊急避難場所として登録されている。 ・町内会専用の部屋がある。						
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○								
		設置目的と異なる使用状況あり		×								
		単独機能での建物利用が望ましい		×								
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○								
		投票所機能		×								
		避難所機能		○								
	敷地所有	市有地										
	都市計画法規制	市街化調整区域										
	利用圏域	市全域										
	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。						
	機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×		・市内に、学習等併用施設及びコミュニティ会館が13施設（代継会館を含む）ある。 ・近隣施設に千代里会館がある。（徒歩圏内）						
		利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○								
		利用圏域に同種・類似施設はない		×								
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」										
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】 移転・規模縮小・集約化			(同時に実行する対応) 廃止								
	【再編方針】 ・代継会館を千代里会館に移転し、規模縮小・集約化			【修繕・改修】 ・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・集約化する位置の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手順による)						
⑩計画実行に当たっての留意事項	・集約化する位置は、「現千代里会館敷地」「新事業用地」を想定 ・現在の代継会館の建物については別途検討							—				
	—							—				
⑪計画実行後の課題	—							—				

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-2		所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類	学習等供用施設
施設名称	千代里会館					
所在地	あきる野市上代継424			敷地面積(m ²)		998.48
延床面積(m ²)	531.77	構造	RC造	建築年度	昭和49	経過年度 51

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>設置目的：市民生活の安定、文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>対象者：限定しない。</p> <p>サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> 上代継町内会が1階休養室と倉庫を利用している。 主な利用者は高齢者であり、定期的に利用する団体が多い。また、市の事業でも利用されている。 令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。 利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 借地であり、毎年度、賃借料が発生している。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> 今後、更に高齢化が進む中で、高齢者を含めた、利用者が利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上や町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。 地域の町内会・自治会と連携し、地元の会館を含め施設の活用を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が利用しやすい施設への改修（エレベーターの設置、和室用の椅子と専用テーブルの配置などのバリアフリー化） 備品を整理するために、不要なものと必要なものを分け、段階的に整理する。 会館の管理や貸出業務の効率化（デジタル化の推進等） 施設の老朽化 借地の解消（購入又は代替地へ移転を検討する必要がある。）

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性	移転・規模縮小・集約化／規模縮小												
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成25	建替え 又は 長寿命化改修	令和15	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数 59						
	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能								
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・コロナ禍は、使用制限もあり、利用は減少したが、令和6年度現在、コロナ禍前の水準には及ばないものの、徐々に増加傾向にある。								
	規模適正度	余剰スペースあり				・町内会専用部分は余剰スペース活用 ・利用団体がニーズに合わせて部屋を選択している。 ・使用頻度は少ないものの、全ての部屋の利用がある。								
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・指定緊急避難場所として登録されている。 ・町内会専用の部屋がある。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○										
		設置目的と異なる使用状況あり		○										
		単独機能での建物利用が望ましい		×										
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		○										
		投票所機能		×										
	機能重複度	避難所機能		○										
		敷地所有		全借地（有償）										
		都市計画法規制		市街化調整区域										
		利用圏域		市全域										
		広域化可能性		すでに広域化している		・市民以外の利用も可能としている。								
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」												
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。												
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】		(同時に)行う対応)											
	(移転・)規模縮小・集約化		—											
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】		【修繕・改修】											
	・代継会館を千代里会館に移転し、規模縮小・集約化		・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。											
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容								
	令和8年度以降	・集約化する位置の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的な手 法による)								
⑪計画実行後の課題	・集約化する位置は、「現千代里会館敷地」「新事業用地」を想定 ・新事業用地となつた場合、現在の千代里会館の建物については別途検討				—									
	—				—									

北伊奈会館の再編等の考え方

1 概要

北伊奈会館は、規模縮小する方針を定めます。

2 再編等の方向性の内容（施設ごと）

個別施設計画で示す再編等の方向性の選択肢のそれぞれについて、「①床面積の縮減の度合い」「②利便性への影響の度合い」「③機能重複の解消の度合い」「④コストの低減の度合い」「⑤避難所、投票所などの重要な機能への影響の度合い」を評価し、採用する再編等の方向性を選定しました。

施設名称	個別施設計画を踏まえた 再編等の方向性		再編等に関する実施計画		再編等の方向性の内容	
			採用した再編等 の方向性	同時に行う対応		
	選択肢 1	選択肢 2				
北伊奈会館	移転・規模縮小 (近隣に集約可能施設が無いため、移転して単独で規模縮小)	規模縮小 (現所在にて単独で規模縮小)	規模縮小	—	「規模縮小」が「②利便性への影響の度合い」「④コストの低減の度合い」の評価が高かったことから、再編等の方向性として採用しました。	

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	B-13	所管部署	総務部	地域防災課	地域安全係
施設分類	大分類 市民文化系施設	中分類	集会施設	小分類 コミュニティ会館	
施設名称	北伊奈会館				
所在地	あきる野市伊奈412-11			敷地面積(m ²)	267.94
延床面積(m ²)	159.21	構造	W造	建築年度 平成5	経過年度 32

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度
①事業の概要	<p>設置根拠：あきる野市コミュニティ会館条例</p> <p>設置目的：地域住民の連帯意識を高め、生活文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>対象者：限定しない。</p> <p>サービスの概要：趣味やサークル活動、コミュニティ活動などを行う場として、会議室等を貸し出す。</p>
②事業の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・北伊奈自治会が自治会の会館として利用している。定期的に利用する団体が多い。 ・令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う公共施設の利用制限のため、臨時休館または営業時間の短縮などを行った。 ・利用者は、管理人へ電話し仮予約後、紙の申請書において利用申請している。 ・会館の敷地は、北伊奈自治会の所有である。
③将来的な事業のあり方（方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、更に高齢化が進む中で、高齢者を含めた、利用者に利用しやすい環境（ハード面、ソフト面）を整備し、高齢者のコミュニティ活動や地域コミュニティ（町内会・自治会）の活動の場を確保する。 ・利用申請方法をデジタル化し、利用者の利便性の向上、町内会・自治会と委託契約している会館の管理業務の軽減、職員の事務処理の負担軽減を図る。
④事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が利用しやすい施設への改修（エレベーターの設置、和室のフローリング化（机と椅子での施設利用ができる）などのバリアフリー化） ・会館の管理・貸出業務の効率化（デジタル化の推進等） ・施設の老朽化

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性（令和3年6月時点）	再編等の方向性 保全の方向性及び実施時期の目安	移転・規模縮小／規模縮小										
	大規模改修 令和5 長寿命化改修	令和20	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 間年数	45						
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・利用者は主に市民であるが、市民以外の利用も可能						
	需要傾向	利用需要上昇傾向				・コロナ禍に大きく減少したが、徐々に増加傾向にある。令和6年度には、コロナ禍前の約71%の利用件数となった。						
	規模適正度	規模適正				貸出施設が会議室と和室の2間のため、有効に活用されている。						
	建物活用	多目的利用検討可能	○	・自治会会館としての機能がある。								
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される	○									
		設置目的と異なる使用状況あり	×									
		単独機能での建物利用が望ましい	×									
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）	○									
		投票所機能	×									
		避難所機能	×									
	敷地所有	全借地（無償）										
	都市計画法規制	市街化区域				・用途地域：第一種低層住居専用地域						
	利用圏域	市全域										
	広域化可能性	すでに広域化している				・市民以外の利用も可能としている。						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次総合計画第3章 第1節1「地域コミュニティの活性化」⑤各種団体の支援⑥地域コミュニティ団体の支援 第2節1「防災・消防対策の推進」①防災施設・設備等の充実 地域防災計画第1編第9章第2節「避難場所及び避難所の指定・安全化」										
	説明	市民等が生涯にわたり、目標を持っていきいきと生活できるよう、地域コミュニティの活性化及び生涯学習の推進に向け、活動の場を提供する。 災害発生前後において、地域の身近な防災拠点として、指定緊急避難場所に指定されている。										
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】			(同時にを行う対応)								
	規模縮小			—								
⑨計画実行のスケジュール	【再編方針】			【修繕・改修】								
	・ 規模縮小			・ 再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。								
⑩計画実行に当たっての留意事項	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容						
	令和8年度以降	・再編等の方向性に沿った具体的手法の検討			令和8年度以降	・未定 (再編等の方向性に沿った具体的手法による)						
⑪計画実行後の課題	—			—								